知多南部地域
循環型社会形成推進地域計画
第三期

知多南部広域環境組合

（２市３町・２組合

半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町

常滑武豊衛生組合・知多南部衛生組合）

平成 29 年 12 月（作成）
平成 30 年 11 月（変更）
令和 元 年 12 月（変更）
令和 ２ 年 11 月（変更）
令和 ３ 年 ５月（変更）
令和 ４ 年 １月（変更）
令和 ４ 年 12 月（変更）
令和 ５ 年 11 月（変更）
令和 ６ 年 11 月（変更）

目　次

１．　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 - 1 -
（1）　対象地域 - 1 -
（2）　計画期間 - 1 -
（3）　基本的な方向 - 1 -
（4）　ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況 - 2 -
（5）　プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容 - 3 -
２．　循環型社会形成推進のための現状と目標 - 4 -
（1）　一般廃棄物等の処理の現状 - 4 -
（2）　一般廃棄物等の処理の目標 - 8 -
３．　施策の内容 - 14 -
（1）　発生抑制・再使用の推進 - 14 -
（2）　処理体制 - 24 -
（3）　処理施設等の整備 - 30 -
（4）　施設整備に関する計画支援事業 - 32 -
（5）　その他の施策 - 33 -
４．　計画のフォローアップと事後評価 - 35 -
（1）　計画のフォローアップ - 35 -
（2）　事後評価及び計画の見直し - 35 -
別添１対象地域図 - 36 -
別添２一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定に関するグラフ - 37 -
別添３処理体制の現状と将来 - 41 -
様式１循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表１ - 45 -
別添４指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ - 47 -
別添５地域内の施設の現況と予定(位置図) - 49 -
様式２循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２ - 50 -
参考資料様式１施設概要（マテリアルリサイクル施設系） - 51 -
参考資料様式２施設概要（エネルギー回収施設系） - 57 -
参考資料様式４施設概要（廃棄物運搬中継施設系） - 58 -
参考資料様式５施設概要（最終処分場系） - 59 -
参考資料様式８計画支援概要 - 61 -
別添６地域内の施設周辺のハザードマップ - 72 -
別添７南知多町国土強靭化地域計画 - 75 -

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（1） 対象地域

◇構成市町名 ：半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町
◇面　　積：213.80k ㎡
◇人　　口：261,589 人
内訳

市町村	半田市	常滑市	武豊町	南知多町	美浜町
		（常滑武豊衛生組合）		（知多南部衛生組合）	
面積(㎢)	47.42	55.89	25.92	38.37	46.20
人口(人)	118,960	58,594	43,022	18,571	22,442

※1 人口については、平成 29 年 3 月末日現在
※2 常滑市・武豊町：常滑武豊衛生組合、南知多町・美浜町：知多南部衛生組合
※ 3 対象地域は、半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町（以下、「2 市 3 町」という。）から構成される『知多南部地域ごみ処理広域化ブロック』とする。2 市 3 町は、知多半島の南部に位置し、西海岸から東海岸へ半島を横断するように立地している。

（2） 計画期間

知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（以下、「本計画」という。）は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とし、目標年度を令和 7 年度とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

第一期知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（H18.4.1～H25.3.31）における進捗は、熱回収施設に関する支援業務（施設整備基本計画、PFI 導入可能性調査、熱回収施設の整備事業及び運営維持管理業務の発注支援（一部）、測量調査、地質調査、環境影響評価調査（調査部分））が終了している状況である。

また、第二期知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（H25.4.1～H30.3.31）における進捗は、熱回収施設に関する支援業務（環境影響評価調査（一部）、熱回収施設の整備事業及び運営維持管理業務の発注支援（一部））が終了している状況である。

今回の第三期知多南部地域循環型社会形成推進地域計画においては、引き続き、知多南部広域環境センター（エネルギー回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設）に関する環境影響評価、整備事業の発注支援を行い、工事に着工し、整備を終了させる計画である。

また、5 か所のマテリアルリサイクル施設の整備、2 か所の最終処分場の整備、1 か所の廃焼却施設の解体を行い、それぞれの事業に必要な計画支援事業を実施する計画である。さらに、第四期の地域計画で整備予定の 1 か所のマテリアルリサイクル施設の計画支援事業を実施する。

全体としては、平成 18 年度から令和 6 年度までの計 19 ヵ年度事業となる。

（3） 基本的な方向

知多南部地域の南側は、海や山の豊かな自然に恵まれ、三河湾国定公園及び南知多県立自然公園として風光明媚な景観を形成するほか、海水浴、潮干狩り、釣り、みかん狩りなどマリンレジャーや農漁業体験の拠点となっている。一方、北側には、自動車電子部品、鉄

鋼などの高度技術産業のほか、電力等のエネルギー産業などが立地しており、ものづくり現場の見学施設や企業博物館も数多くある。このように、知多南部地域は自然豊かな地域であるとともに、古くから「ものづくり」の歴史も有している地域であることから、広範な地域特性を生かして、広域的な地産地消型の循環を目指している。

また、平成 17 年 2 月 17 日、常滑市に位置する中部国際空港が開港し、世界各都市や国内の数多くの都市と結ばれたことで、国際物流、ビジネス交流など国際交流の空の玄関にふさわしい役割を果たすことが期待されている。

ごみ処理については、2 市 3 町の実情を勘案しつつ、広域的な観点を導入して循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

（4） ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

愛知県では、広域化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見等を踏まえながら「ごみ焼却処理広域化計画（平成 10 年 10 月　愛知県環境部廃棄物対策課）（現：愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021 年度～2030 年度）（令和 3 年 11 月））」を策定している。

その中で、当該地域は知多南部地域として位置付けされており、平成 13 年度に「知多南部ごみ処理広域化計画」を策定するとともに、安全で安定的なごみ処理事業を効率的に行うため 2 市 3 町は知多南部広域環境組合を平成 22 年 4 月に設立した。

ごみ処理については、半田市は半田市クリーンセンター、常滑市と武豊町は常滑武豊衛生組合（クリーンセンター常武）、南知多町と美浜町は知多南部衛生組合（知多南部クリーンセンター）で行ってきたが、1 施設に統合して整備することとしている。

本計画では、2 市 3 町での広域的なごみ処理を行うための施設として、エネルギー回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設からなる知多南部広域環境センターの整備を行い、廃棄物の減量や資源化を推進する。

その他、半田市では、適正処理及び資源の回収拠点の整備の観点から、一般廃棄物最終処分場の整備及び計画支援事業、第四期の地域計画で整備予定のストックヤード整備に係る設計業務等を行う。

南知多町では、平成 14 年に閉鎖した日間賀島、篠島のごみ焼却施設及びし尿焼却施設を解体し、その跡地に両島におけるごみの減量化及び再資源化の推進を図るため、資源ごみ回収用のストックヤード等の整備を行う。

武豊町では、適正処理の観点から、最終処分場の整備及び計画支援事業を行い、また、資源回収の拠点整備及びごみ減量化の観点から、武豊町リサイクルセンター（仮称）の整備及び計画支援事業を行う。武豊町で発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、クリーンセンター常武で処理を行っていたが、令和 4 年 4 月からは知多南部広域環境センターで処理を行っている。

常滑武豊衛生組合では、廃止された焼却施設の解体事業を行う。

知多南部衛生組合では、知多南部衛生組合ストックヤード（仮称）の整備及び計画支援事業を行う。

なお、平成 31 年 3 月 29 日付けの「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」に基づく検討は、令和 3 年 11 月に策定された「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021 年度～2030 年度）」を踏まえて行っていく。

（5） プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

半田市では従来よりプラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託しており、令和4年度から硬質プラスチック製品の分別収集を行い、委託処理による再資源化を始めている。今後、プラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物の一括回収及び再商品化の実施について、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら検討を行う。

常滑市では、令和４年度にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック使用製品も適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとなっている。そのため、常滑市では今後、容器包装だけでなくプラスチック使用製品も含めた資源化の方法について検討していく。

南知多町・美浜町では、容器包装リサイクル法に基づき生活系のプラスチック製容器包装の分別収集を実施し、再商品化している。それ以外のプラスチック資源は、当面の間可燃ごみとして焼却処分を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

武豊町では、プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、令和４年度に策定する「武豊町一般廃棄物処理基本計画」に、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置に努めることを位置付ける予定である。当面の間は、可燃ごみとして焼却処分を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら、分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

当該知多南部地域における各市町は、今後の実施方針に基づき、住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう情報提供を行うとともに、一部事務組合等と連携しながら啓発・環境学習を行っていく。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

（1） 一般廃棄物等の処理の現状

平成 28 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりである。

半田市クリーンセンターは隣接する温水プールに蒸気供給を行っており、クリーンセンター常武、知多南部クリーンセンターでは場内で温水利用を図っている。

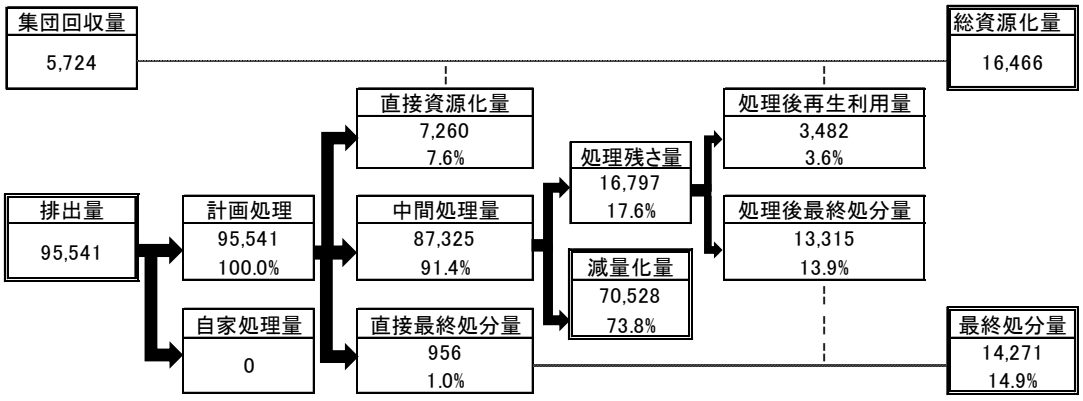


図 2-1 2 市 3 町（半田市・常滑市・武豊町・南知多町・美浜町の合計）排出、処理状況（平成 28 年度）（単位：ｔ／年）

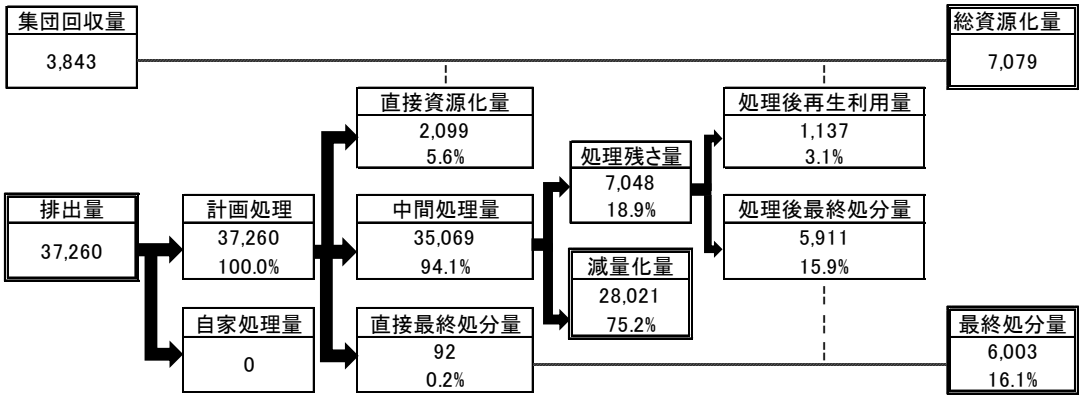


図 2-2　半田市の排出、処理状況（平成 28 年度）（単位：ｔ／年）

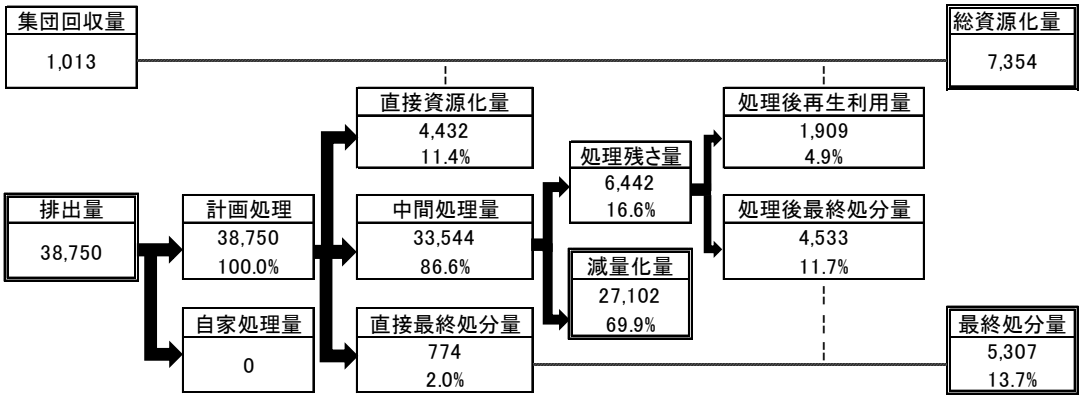


図 2-3　常滑武豊衛生組合(常滑市・武豊町の合計)排出、処理状況（平成 28 年度）（単位：ｔ／年）

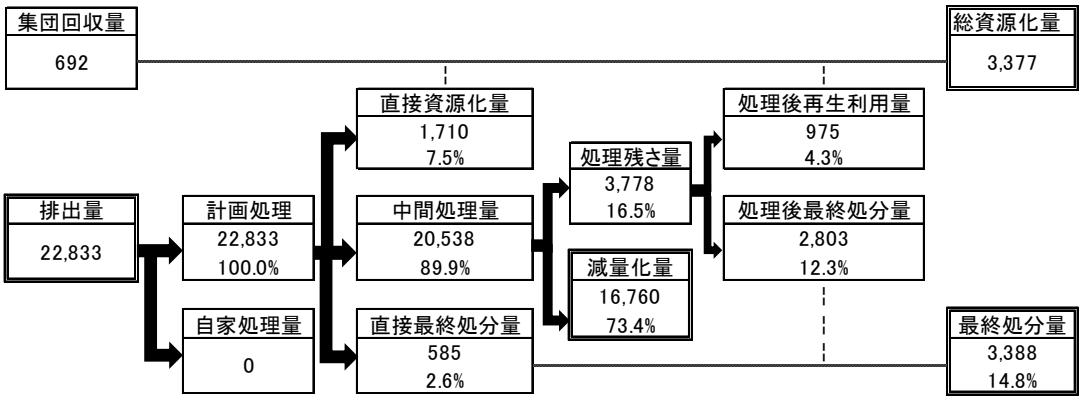


図 2-4　常滑市の排出、処理状況（平成 28 年度）（単位：ｔ／年）

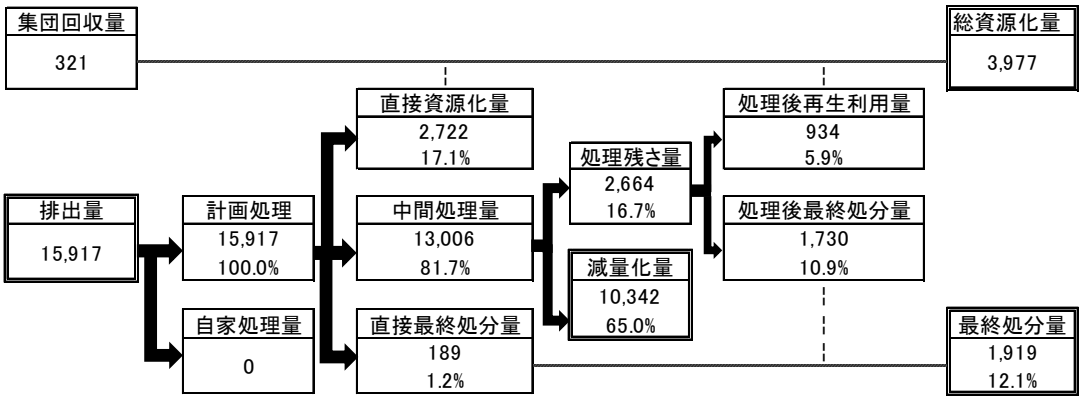


図 2-5　武豊町の排出、処理状況（平成 28 年度）（単位：ｔ／年）

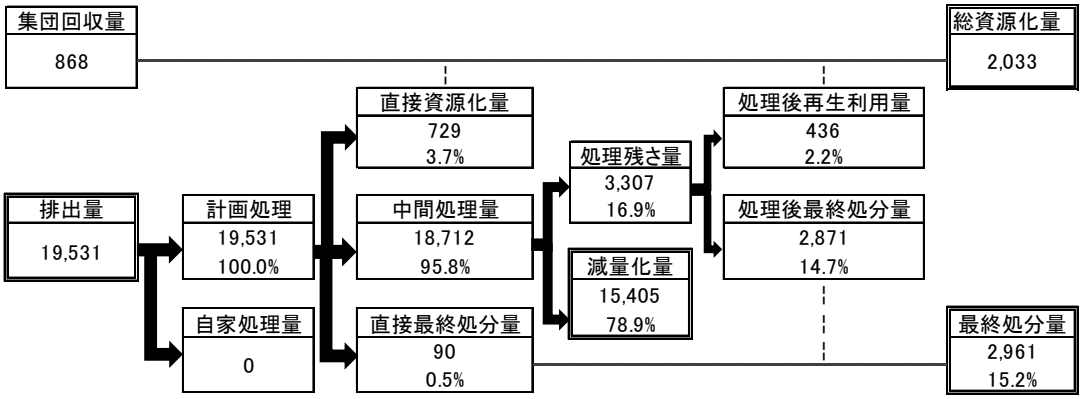


図 2-6　知多南部衛生組合(南知多町・美浜町の合計)排出、処理状況（平成 28 年度）（単位：ｔ／年）

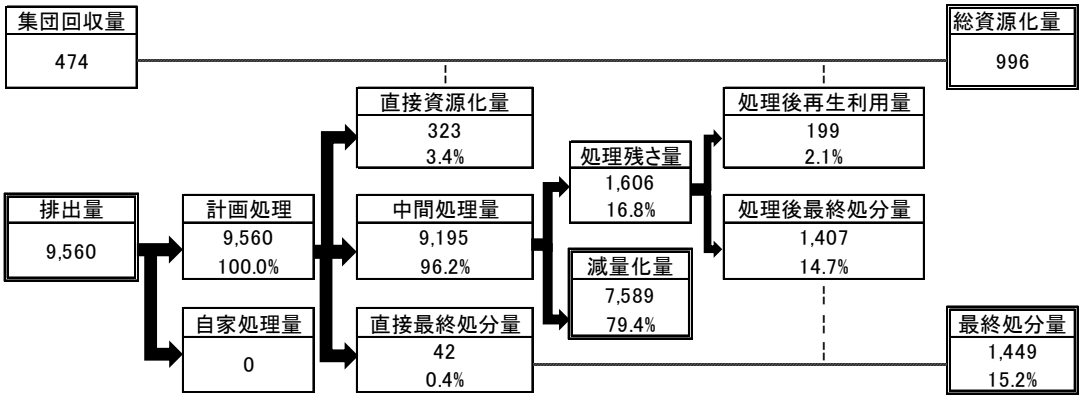


図 2-7　南知多町の排出、処理状況（平成 28 年度）（単位：ｔ／年）

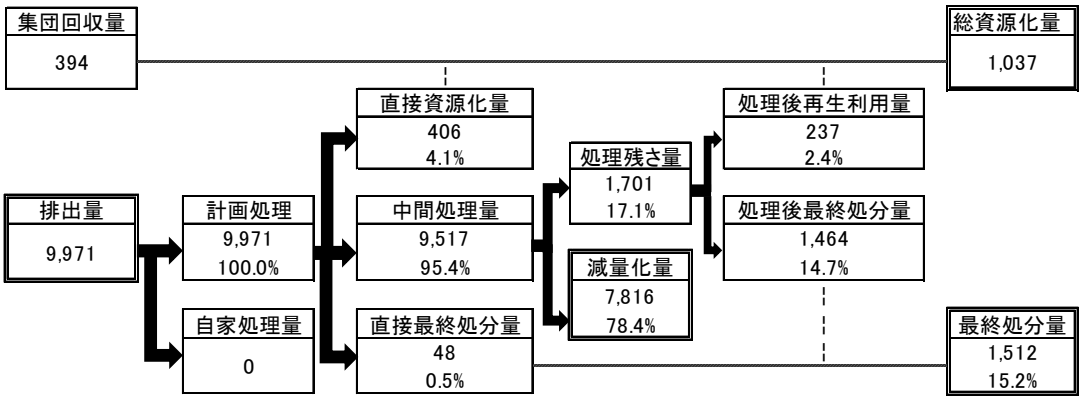


図 2-8　美浜町の排出、処理状況（平成 28 年度）（単位：ｔ／年）

（2） 一般廃棄物等の処理の目標

2 市 3 町では、国の基本的な方針や愛知県廃棄物処理計画等を踏まえ、ごみの発生抑制を中心としたごみ減量化・資源化計画の施策や最終処分対象物の資源化等の施策を積極的に推進する。

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

※ 別添 2 に一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定に関するグラフを示す。

表 2-1 2 市 3 町（半田市・常滑市・武豊町・南知多町・美浜町の合計）
減量化・再生利用に関する現状と目標

指標			実績(割合※1) 平成28年度	目標(割合※1) 令和7年度	
排出量	事業系	総排出量	28,929 トン	23,471 トン	(-18.9%)
		1事業所当たりの排出量※2	2.3 トン/事業所	1.9 トン/事業所	(-17.4%)
	生活系	総排出量	66,612 トン	60,373 トン	(-9.4%)
		1人当たりの排出量※3	219 kg/人	192 kg/人	(-12.3%)
	合 計	事業系生活系排出量合計	95,541 トン	83,844 トン	(-12.2%)
再生利用量	直接資源化量		7,260 トン (7.6%)	8,625 トン	(10.3%)
	総資源化量		16,466 トン (16.3%)	18,437 トン	(20.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）		－	41,550 MWh 47,040 GJ	
最終処分量	埋立最終処分量		14,271 トン (14.9%)	11,992 トン	(14.3%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、
総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2 （1 事業所当たりの排出量）＝｛(事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量)｝/（事業所数）

※3 （1 人当たりの排出量）＝｛(生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量)｝/（人口）

≪用語の定義≫

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：ＭＷｈ〕及び熱利用量 〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

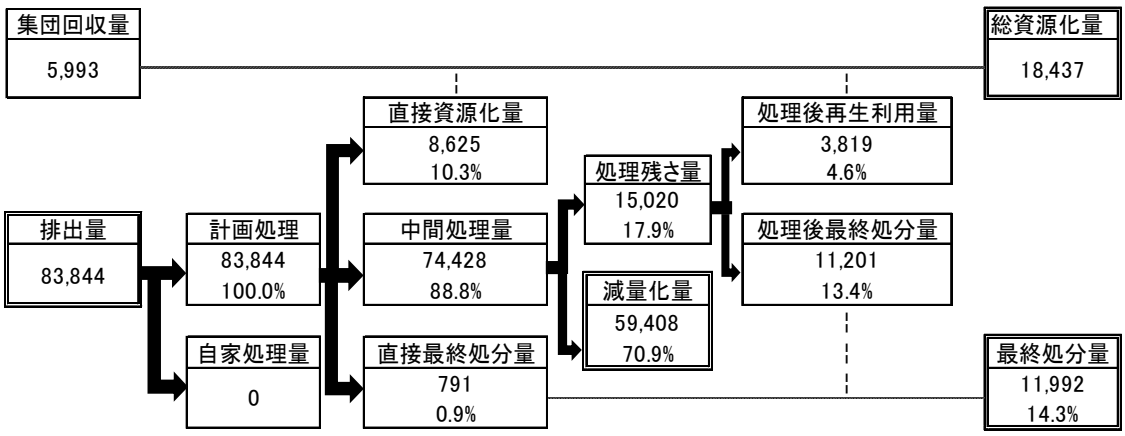


図 2-9 2 市 3 町（半田市・常滑市・武豊町・南知多町・美浜町の合計）
目標達成時の一般廃棄物の処理状況（令和 7 年度）（単位：ｔ／年）

表 2-2　半田市の減量化・再生利用に関する現状と目標

指標			実績(割合※1) 平成28年度	目標(割合※1) 令和7年度
排出量	事業系	総排出量	8,768 トン	6,935 トン (-20.9%)
		1事業所当たりの排出量※2	1.8 トン/事業所	1.4 トン/事業所 (-22.2%)
	生活系	総排出量	28,492 トン	25,375 トン (-10.9%)
		1人当たりの排出量※3	215 kg/人	186 kg/人 (-13.5%)
	合　計	事業系生活系排出量合計	37,260 トン	32,310 トン (-13.3%)
再生利用量	直接資源化量		2,099 トン (5.6%)	2,724 トン (8.4%)
	総資源化量		7,079 トン (17.2%)	7,794 トン (21.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）		－	－
最終処分量	埋立最終処分量		6,003 トン (16.1%)	4,991 トン (15.4%)

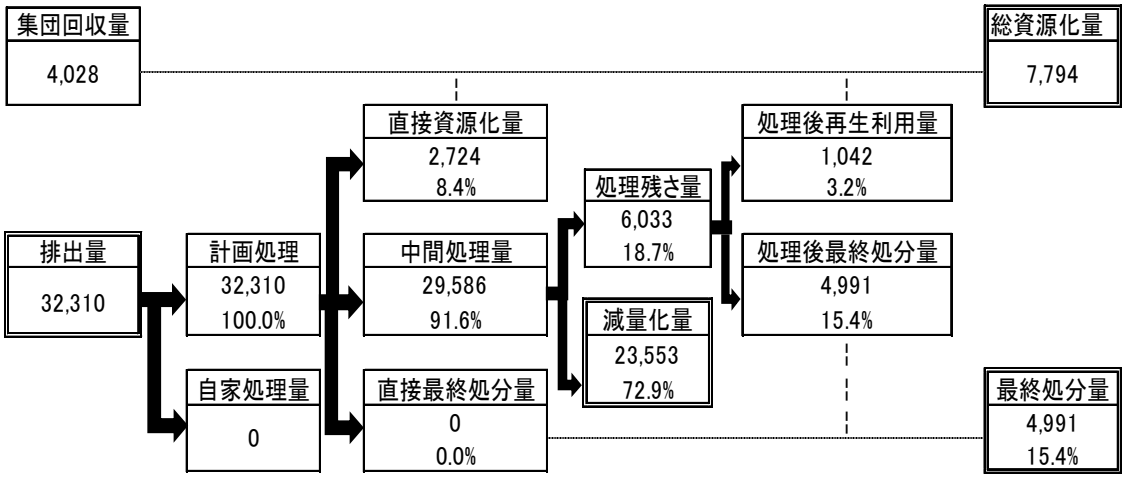


図 2-10　半田市の目標達成時の一般廃棄物の処理状況（令和 7 年度）（単位：ｔ／年）

表 2-3　常滑武豊衛生組合(常滑市・武豊町の合計)の減量化・再生利用に関する現状と目標

指標			実績(割合※1)		目標(割合※1)	
			平成28年度		令和7年度	
排出量	事業系	総排出量	12,386 トン		10,367 トン	(-16.3%)
		1事業所当たりの排出量※2	2.9 トン/事業所		2.5 トン/事業所	(-13.8%)
	生活系	総排出量	26,364 トン		25,767 トン	(-2.3%)
		1人当たりの排出量※3	206 kg/人		193 kg/人	(-6.3%)
	合　計	事業系生活系排出量合計	38,750 トン		36,134 トン	(-6.8%)
再生利用量	直接資源化量		4,432 トン	(11.4%)	4,810 トン	(13.3%)
	総資源化量		7,354 トン	(18.5%)	8,297 トン	(22.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）		－		－	
最終処分量	埋立最終処分量		5,307 トン	(13.7%)	4,483 トン	(12.4%)

表 2-4　常滑市の減量化・再生利用に関する現状と目標

指標			実績(割合※1)		目標(割合※1)	
			平成28年度		令和7年度	
排出量	事業系	総排出量	8,802 トン		7,775 トン	(-11.7%)
		1事業所当たりの排出量※2	3.2 トン/事業所		2.9 トン/事業所	(-9.4%)
	生活系	総排出量	14,031 トン		14,452 トン	(+3.0%)
		1人当たりの排出量※3	197 kg/人		191 kg/人	(-3.0%)
	合　計	事業系生活系排出量合計	22,833 トン		22,227 トン	(-2.7%)
再生利用量	直接資源化量		1,710 トン	(7.5%)	2,026 トン	(9.1%)
	総資源化量		3,377 トン	(14.4%)	4,258 トン	(18.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）		－		－	
最終処分量	埋立最終処分量		3,388 トン	(14.8%)	2,895 トン	(13.0%)

表 2-5　武豊町の減量化・再生利用に関する現状と目標

指標			実績(割合※1)		目標(割合※1)	
			平成28年度		令和7年度	
排出量	事業系	総排出量	3,584 トン		2,592 トン	(-27.7%)
		1事業所当たりの排出量※2	2.2 トン/事業所		1.7 トン/事業所	(-22.7%)
	生活系	総排出量	12,333 トン		11,315 トン	(-8.3%)
		1人当たりの排出量※3	219 kg/人		195 kg/人	(-11.0%)
	合　計	事業系生活系排出量合計	15,917 トン		13,907 トン	(-12.6%)
再生利用量	直接資源化量		2,722 トン	(17.1%)	2,784 トン	(20.0%)
	総資源化量		3,977 トン	(24.5%)	4,039 トン	(28.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）		－		－	
最終処分量	埋立最終処分量		1,919 トン	(12.1%)	1,588 トン	(11.4%)

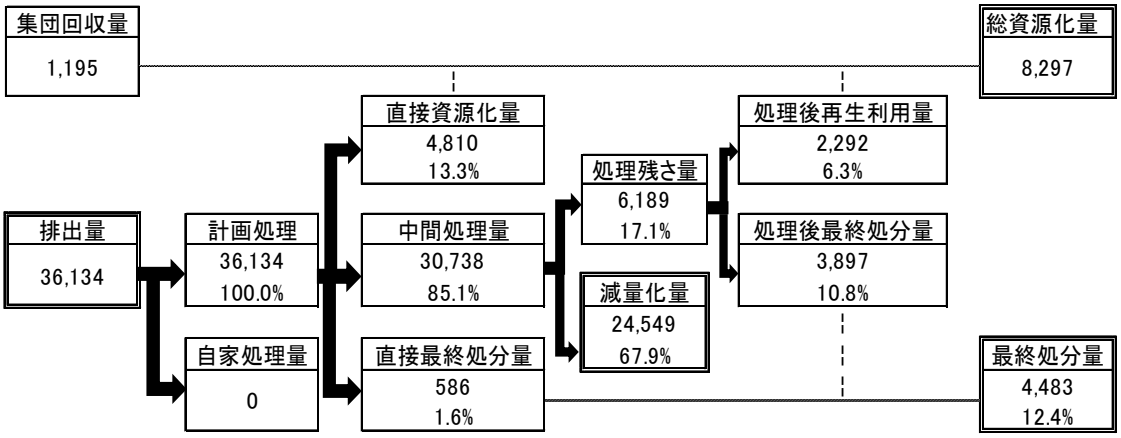


図 2-11　常滑武豊衛生組合(常滑市・武豊町の合計)
目標達成時の一般廃棄物の処理状況（令和 7 年度）（単位：ｔ／年）

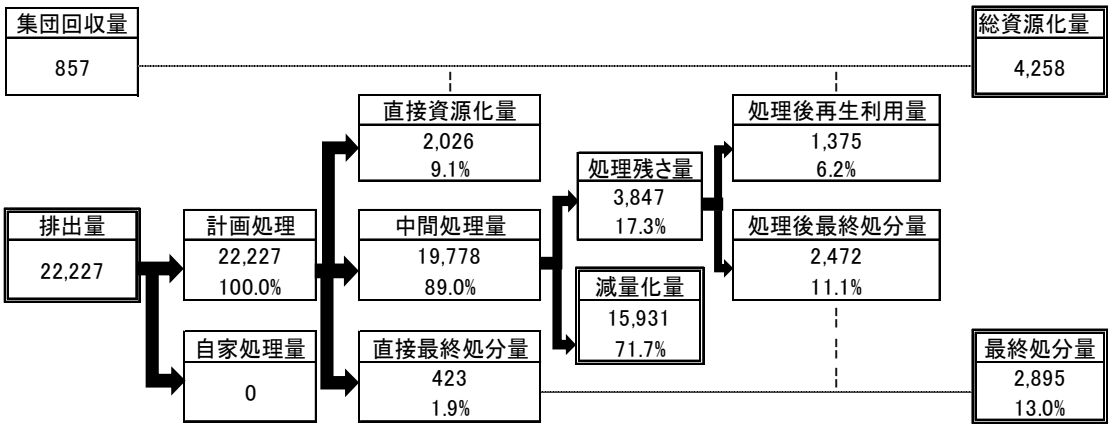


図 2-12　常滑市の目標達成時の一般廃棄物の処理状況（令和 7 年度）（単位：ｔ／年）

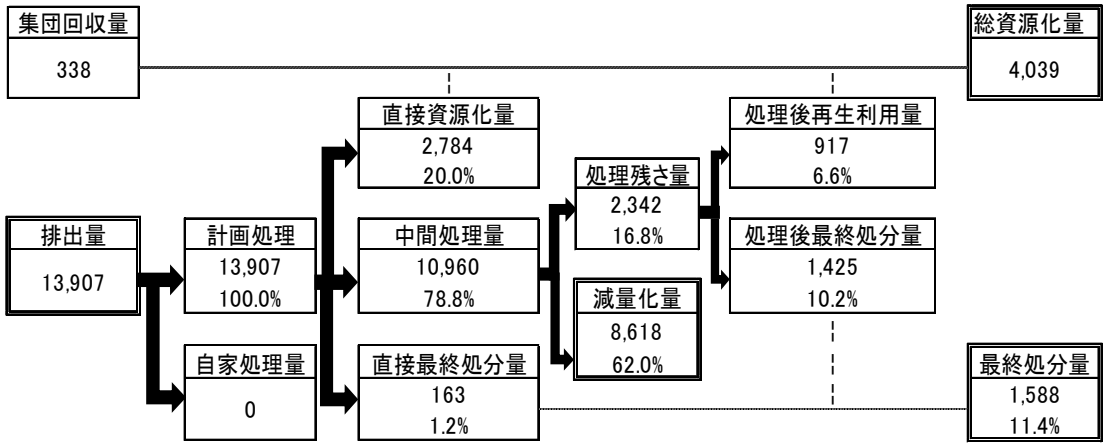


図 2-13　武豊町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況（令和 7 年度）（単位：ｔ／年）

表 2-6　知多南部衛生組合(南知多町・美浜町の合計)の減量化・再生利用に関する現状と目標

指標		実績(割合※1) 平成28年度	目標(割合※1) 令和7年度
排出量	事業系　総排出量	7,775 トン	6,169 トン (-20.7%)
	1事業所当たりの排出量※2	3.3 トン/事業所	2.6 トン/事業所 (-21.2%)
	生活系　総排出量	11,756 トン	9,231 トン (-21.5%)
	1人当たりの排出量※3	264 kg/人	210 kg/人 (-20.5%)
	合　計　事業系生活系排出量合計	19,531 トン	15,400 トン (-21.2%)
再生利用量	直接資源化量	729 トン (3.7%)	1,091 トン (7.1%)
	総資源化量	2,033 トン (10.0%)	2,346 トン (14.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	－	－
最終処分量	埋立最終処分量	2,961 トン (15.2%)	2,518 トン (16.4%)

表 2-7　南知多町の減量化・再生利用に関する現状と目標

指標		実績(割合※1) 平成28年度	目標(割合※1) 令和7年度
排出量	事業系　総排出量	4,143 トン	3,431 トン (-17.2%)
	1事業所当たりの排出量※2	3.0 トン/事業所	2.5 トン/事業所 (-16.7%)
	生活系　総排出量	5,417 トン	4,189 トン (-22.7%)
	1人当たりの排出量※3	270 kg/人	209 kg/人 (-22.6%)
	合　計　事業系生活系排出量合計	9,560 トン	7,620 トン (-20.3%)
再生利用量	直接資源化量	323 トン (3.4%)	522 トン (6.9%)
	総資源化量	996 トン (9.9%)	1,158 トン (14.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	－	－
最終処分量	埋立最終処分量	1,449 トン (15.2%)	1,228 トン (16.1%)

表 2-8　美浜町の減量化・再生利用に関する現状と目標

指標		実績(割合※1) 平成28年度	目標(割合※1) 令和7年度
排出量	事業系　総排出量	3,632 トン	2,738 トン (-24.6%)
	1事業所当たりの排出量※2	3.8 トン/事業所	2.9 トン/事業所 (-23.7%)
	生活系　総排出量	6,339 トン	5,042 トン (-20.5%)
	1人当たりの排出量※3	259 kg/人	210 kg/人 (-18.9%)
	合　計　事業系生活系排出量合計	9,971 トン	7,780 トン (-22.0%)
再生利用量	直接資源化量	406 トン (4.1%)	569 トン (7.3%)
	総資源化量	1,037 トン (10.0%)	1,188 トン (14.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	－	－
最終処分量	埋立最終処分量	1,512 トン (15.2%)	1,290 トン (16.6%)

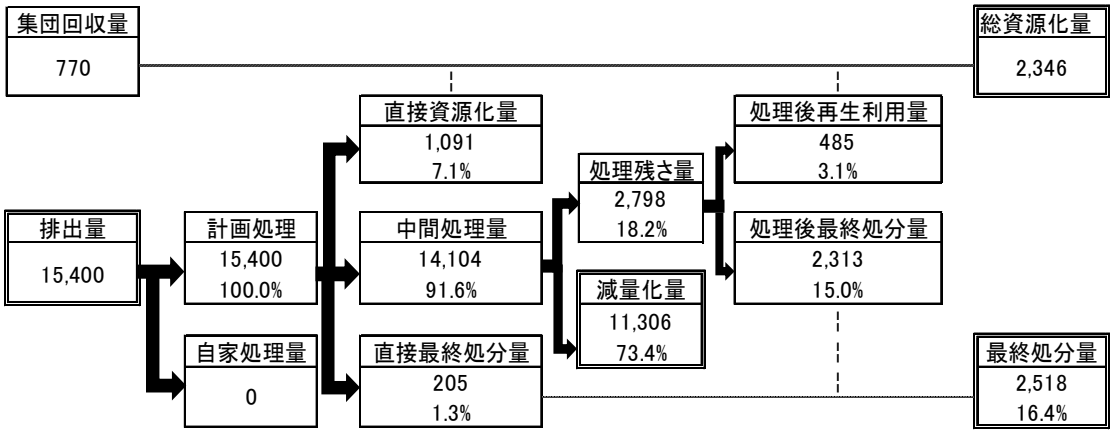


図 2-14　知多南部衛生組合(南知多町・美浜町の合計)
目標達成時の一般廃棄物の処理状況（令和 7 年度）（単位：ｔ／年）

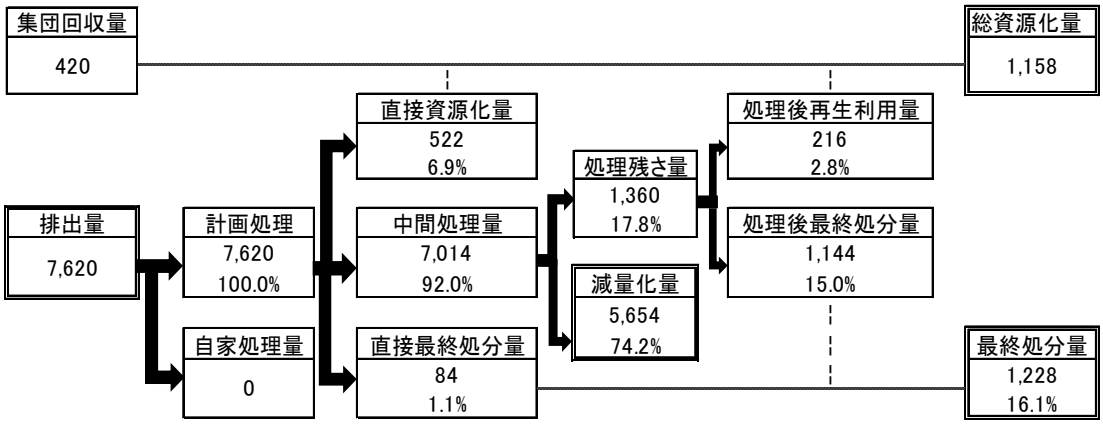


図 2-15　南知多町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況（令和 7 年度）（単位：ｔ／年）

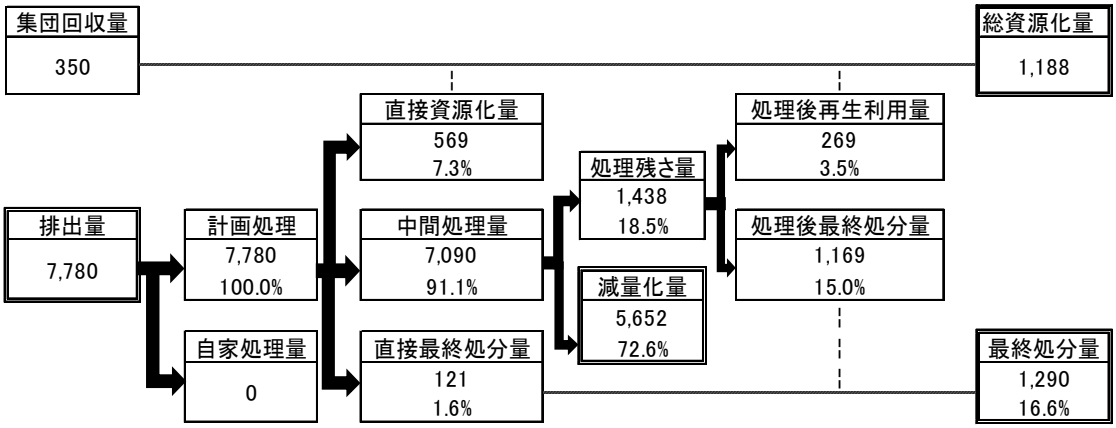


図 2-16　美浜町の目標達成時の一般廃棄物の処理状況（令和 7 年度）（単位：ｔ／年）

3. 施策の内容

循環型社会形成基本法の考え方に基づき、第一に、ごみの発生抑制（リデュース）を促進する。ごみの発生抑制を促進するためには、住民及び事業者の理解と協力が必要なため、啓発事業を中心とした施策を行うものとする。

第二に、生活及び事業所で不要になったものについては、極力、住民及び事業所間で再使用（リユース）できるように、その様な場所や機会の創出を図る。

第三に、再使用もできないものについては、多様な資源化を目指すことで、効率的に再生利用（リサイクル）することに努めることを推進する。

現状のごみ処理における課題を踏まえた上で、排出抑制・減量化に向けた基本方針は、以下のとおりとする。

（1） 発生抑制・再使用の推進

【2 市 3 町の施策】

① 生活系－発生抑制（リデュース）の促進のための方策

住民の中では、ごみの発生抑制に関する取り組みが少しずつ広まってきているものの、住民の自発的な行動や、ごみに対する意識の高い住民の努力によるところが大きい。

従って、2 市 3 町における広域的な住民の取り組みとしては、家庭でできる取り組みや、学校などにおける環境教育、住民中心の広報啓発活動等を支援することにある。

また、生活系ごみの排出抑制及び減量化について協力、協働関係にある行政、事業者が、家庭内の活動を支援してごみの発生抑制を促進させる取り組みを以下に示す。

□「ごみとなるものを持ち込まない」取り組みの推進

すぐにごみになるものを家庭に持ち込まないことが発生回避、発生抑制につながるため、レジ袋をもらわない、使い捨て製品や容器などをできるだけ買わない、製品寿命の長いものを選択する、量り売りなどを積極的に利用する、など「すぐにごみになるものを買わない・もらわない・持ち込まない」生活スタイルを住民に啓発（広報誌・ホームページによる情報公開、リーフレット等の配布、住民説明会の開催等）し、推進する。

そのため、事業者に、製造、販売における、レジ袋の有料化、ごみとなりにくい容器・包装の採用など、“すぐにごみになるものを売らない・つくらない・持ち込まない”販売スタイルへの取り組みを指導する。

□「食べ物をムダにしない（生ごみの発生抑制）」取り組みの推進

生ごみは一般的に水分が多く、重量比では発生ごみ量の大部分を占めるものである。そのため、生ごみの水切りをすることは発生抑制、減量化の有効な手段の一つである。

また、生ごみのうち、食べ残しや調理くず、賞味期限切れなどによるごみについては、家庭内の努力によって発生抑制が可能なことから、住民へ啓発することで、生ごみの発生抑制を図る。

その他、生ごみの発生を抑制するための施策の一つとして、家庭への生ごみ処理機等の普及を促すため、助成金などにより支援する。

□「ものを大事にする（長期利用）」取り組みの推進

すぐにごみとして廃棄するのではなく、ものを大切にし、可能な限り長く利用することを、

住民へ啓発（広報誌・ホームページによる情報公開、リーフレット等の配布、住民説明会の開催等）する。

具体的には、家具などを修理・補修することによって、まだ使うことのできるものを長期利用して、ごみの発生抑制を行うことなどの推進を図る。

□「ごみをなるべく少なくすることの大切さを実感する」取り組みの推進

現状のごみ処理施設の見学やリサイクル体験教室等に住民が参加することで、ごみ処理の現状やリサイクルの大切さを住民が理解できるような場を創出する。

② 事業系－発生抑制の促進のための方策の推進

事業者自らが廃棄物の発生を抑制するために、圧縮や脱水などの中間処理を行って減量化を図るように指導する。

また、事業者を指導するにあたっては、多量排出事業者に対しては発生抑制のためのマニュアルづくりや、ISO14000 シリーズの取得、エコアクション 21 の取得などを推進し、発生量の少ない事業者に対しても、商工会など事業者団体と連携しながら、効果的な発生抑制のための指導を行う。

③ 生活系－再使用（リユース）の促進のための方策

ごみの発生抑制と同様に、再使用を促進していくためには、住民が生活していく中で実践する活動が主流となるため、住民の取り組みとその支援策について示す。

□「使わなくなったものを有効に利用する」取り組みの推進

家庭の中で使わなくなったものをリサイクルショップや古本屋、古着屋、フリーマーケットなどを通じて、譲渡、販売、交換等を行い、再使用される量の増加を図る。

□「使わなくなったものをリフォームする」取り組みの推進

着なくなった服をリフォームして自ら再使用するなど、発生抑制と同様に長期利用を図るほか、衣類やタオル等を捨てる前に雑巾等として再使用するなど、ものを再使用することを心がける。

□「再度利用できる容器（リターナブルびん等）を使う」取り組みの推進

リターナブルびんや詰め替えが可能な商品など、再使用が可能な製品を積極的に利用するよう周知を図り、再使用の推進を図る。

④ 事業系－再使用（リユース）の促進のための方策

事業者が自らの廃棄物について、資源として使用可能なものは資源化業者などを利用して資源化に努めるように指導すると同時に、多量排出事業者には廃棄物を自社で再使用、再生利用するように指導していく。

2 市 3 町では、事業者に対し、資源化業者の紹介や、ごみの再使用及び再生利用に関する情報を提供するなど、事業者と協調しながら、事業者の活動を促進する。

⑤ 生活系－再生利用（リサイクル）の促進のための方策

生活系ごみの再生利用は、現状、2 市 3 町によって資源ごみの回収方法（ステーション回収、住民による集団回収など）が異なっているため、今後は市町にとって最も回収効率のよい方策を探求し、資源回収率の向上を図る。

□「ごみの分別・区分を徹底する」ための取り組みの推進

ごみの分別区分に従って、ごみと資源に分別することを徹底するための方策は、適切な回収頻度、回収拠点と資源となるものを分かりやすく住民に理解してもらうことである。住民が、回収品目に合わせて、資源とごみの区別・区分を徹底的に行い、ごみステーションや集団回収、販売事業者の行う店頭自主回収の利用などによって、再生利用量の増加を目指す。

□「ごみを資源に変える」ための取り組みの推進

ごみを資源へと変えていくためには、住民が資源回収に積極的に参加できる環境をつくることが重要である。

そのためには、資源を回収する拠点、ステーション等が利用しやすい場所にあるのが理想である。また、資源を回収する頻度を適切に設定し、排出しやすい環境をつくることが住民の資源化意識の向上につながる可能性が高い。

事業者に対しては、販売したトレーなどの店頭自主回収を積極的に実施するなど、再生利用への協力を要請する。

□「ごみを再生利用するための施設を整備する」取り組みの推進

ごみの資源化の促進及び適正な処理を確保していくことを目的に、ごみを再生利用するために必要な施設の整備を実施する。

また、住民及び事業者は、家庭内または事業所内から発生する生ごみを有効活用するシステムを導入するなど、小さな資源循環も推進していくことが重要である。

□「再生資源を積極的に利用する」取り組みの推進

資源化物の安定需要を確保していくためには、住民、事業者による再生資源や再生品の利用、グリーン購入等を促進するとともに、再資源化後の利用まで合わせた再生利用の活動を推進する。

⑥ 事業者による自主的な取り組み体制の整備

事業系ごみの減量については、事業者自らの責任において、ごみを適正に処理する責務を周知するとともに、環境配慮型の事業展開を検討していく。

【半田市の施策】

① ごみの有料化

生活系ごみの有料化については、ごみの排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるため、令和 3 年 4 月から指定ごみ袋の有料化と直接搬入ごみについて 100 円／10 kgの手数料を徴収している。

また、事業系ごみの処理手数料については、さらなる排出抑制及び費用負担の適正化を確保するため、令和 3 年 4 月から 200 円／10ｋｇに増額改定した。

② マイバック運動・レジ袋対策

事業者、市民団体の協力を得て、平成 21 年 3 月からレジ袋の有料化を開始しており、今後もごみとなるレジ袋を受け取らないように働きかけを行うとともに、事業者にも協力を要請し、市民と事業者が一体となった買い物袋持参運動を推奨する。

③ 生ごみの発生抑制

生ごみの発生抑制のために、食べ切り行動の啓発やフードバンク事業活用の検討、ドギーバックの推奨を行い、生ごみの減量を推進する。また、生ごみの腐敗を防ぎ発酵を促進することのできる「アスパ」を、公共施設で配布して、自家処理（堆肥化）を図る。

④ 補助

家庭の生ごみを自家処理することにより、ごみの減量と、それに伴う処理経費を縮減することを目的に、生ごみ処理機及び堆肥化容器の購入者に対して、生ごみ処理機（1 世帯 1 基まで）は上限 15,000 円（補助率 2/3）、生ごみ堆肥化容器、コンポスト容器及び EM 容器（1 世帯 2 容器まで）は上限 6,000 円（補助率 2/3）を補助する。

⑤ 有価資源回収の利用の促進

市民の資源リサイクルに対する理解と地元自治区や子供会などの回収団体の協力を得て、アルミ缶、スチール缶、古紙等の資源の回収を推進するため、集団有価資源回収に対して報償金を交付する。また、対象品目の拡大（飲料用以外の缶等）により、一層の資源化推進を図る。

⑥ 小型家電の分別回収

家電リサイクル法対象品以外の使用済み小型家電の分別回収は、公共資源回収ステーションでの拠点回収や市役所、公民館等の公共施設及び商業施設等に設置した回収ボックスでの回収を行い、金属資源のリサイクルを推進する。

⑦ 廃食用油の回収

市役所及びリサイクルセンターを始め公民館等の公共施設に専用回収容器を設置して、廃食用油を分別回収している。回収後は、民間事業者に引渡し、再利用を図っている。今後は、回収場所の増設や見直しにより、リサイクルのさらなる推進を図る。

⑧ 刈草・剪定枝の回収

剪定した庭木類を細かく破砕して、堆肥などに利用することのできる家庭用剪定枝粉砕機の無料貸出を行っている。また、刈草・剪定枝を分別回収し、民間事業者で再資源化を行い、可燃性ごみの減量化を図る。

⑨ 再使用の促進

（株）ジモティーとリユースに関する協力協定を締結し、同社が配信するアプリ『ジモティー』のサービス利用等を通じて、市民のリユース活動への意識の促進を図る。

⑩ 普及啓発

市報（広報誌）、ホームページ、ごみ出しパンフレット（全戸配布）、資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」等における、家庭でできるごみの減量・リサイクル、正しい分別方法等の情報掲載により、ごみの減量を図るとともに、リサイクル率の向上や分別資源への異物混入防止を図る。

また、約 600 人のごみ減量等推進員を活用し、市民へのごみ減量意識の啓発を図る。

⑪ 環境教育

学校での環境教育、出前講座などを行い、3R に関する教育の充実を図る。また、自治会等と協働して、リサイクル啓発活動に取組む。

⑫ 資源回収拠点の整備

- 地域の有価資源回収に出すことのできなかった資源を、毎週土・日曜日にリサイクルセンターで受け入れる「土日リサイクル」を実施し、資源リサイクルの推進を図る。
- プラスチックごみの削減や資源化を推進するため、ペットボトルキャップ及び使い捨てコンタクトレンズ空ケースについて、公共施設にそれぞれの専用回収容器を設置して分別回収する。
- 地域の集団資源回収に出すことができない市民の資源排出機会拡大のため、公共施設に資源回収ステーションを開設し、資源化の促進とごみ減量の推進を図る。

【常滑市の施策】

①　ごみの有料化

平成 24 年 10 月より、生活系ごみ（もえるごみ）の指定ごみ袋の有料化を実施し、ごみの減量化を図っており、事業系ごみについては、従量制により処理手数料（160 円／10ｋｇ）を徴収している。

生活系ごみの有料化については、ごみの減量化を目指し、平成 30 年度に直接搬入ごみの手数料の徴収を開始した。事業系ごみの処理手数料は、さらなる排出抑制及び費用負担の適正化を確保するため、令和 3 年度から 200 円／10kg に改定した。

② マイバック運動・レジ袋対策

平成 20 年 12 月に事業者、市民団体と市の 3 者で協定締結を実施しており、今後も市としてレジ袋辞退率 50%以上を目標として、ごみとなるレジ袋を受け取らないように働きかけを行うとともに、事業者にも協力を要請し、市民と事業者が一体となった買い物袋持参運動を推奨する。

③ 生ごみの発生抑制

市報（広報誌）などによる食べ切り行動の啓発や「3010 運動」の周知（飲食店への啓発

物の配布、運動協力店の募集）等を実施することで、生ごみの発生抑制を推進する。

また、食品ロス削減のため各家庭で使い切れない未使用食品を回収し、常滑市社会福祉協議会と連携して、福祉施設などに寄付をする。

④ 補助

家庭での生ごみ減容化の取組を推進するため、平成 28 年度に生ごみ減容機器補助金制度を改正し、電動式生ごみ減容機器は上限 32,000 円（補助率 1/2）、キエーロは上限 10,000 円（補助率 2/3）、コンポスト、ＥＭぼかし容器は上限 4,000 円（補助率 2/3）の補助を継続する。

⑤ 小型家電の分別回収

家電リサイクル法対象品以外の使用済み小型家電の分別回収は、月 2 回の地区回収で回収するとともに、資源回収ステーションでの回収のほか、市役所等に設置している小型家電回収ボックスでの回収をとおして金属資源のリサイクルを推進する。

⑥ 食用廃油の回収

市役所及び資源回収ステーションを始め公民館等で廃食用油を分別回収している。回収後、民間事業者にて精製し、中部国際空港内等のバイオディーゼル燃料として再利用を図っており、今後も継続する。

⑦ 刈草・剪定枝の回収

市内から発生する、刈草・剪定枝を 6 月から 11 月の 6 か月間、月 1 回地区で回収するとともに、資源回収ステーションにて常時回収し、堆肥化しリサイクルを推進する。

⑧ 普及啓発等

「常滑市ごみ減量化推進計画 2023」を周知しごみ減量を推進するため、以下の取組を実施していく。

- 市広報、市ホームページ、ＣＡＴＶを通じてＰＲを行う。
- ごみの出し方チラシの配布。ごみ量の総量は人口増加に伴い増加するが、町内会加入全世帯には毎年『ごみの出し方チラシ』を配布し、１人当たりの排出量は増加しないよう、分別意識を向上しリサイクルの徹底を推進する。
- これまでの「ごみの出し方チラシ」を拡充し、市民に分かりやすく利用しやすい内容に再編して、家庭ごみの出し方や減量化・資源化に関するパンフレットを作成する。

⑨ 環境教育

各小学校の児童（主に４年生の全児童）に対して、クラス授業または学年集会を通じて、ごみ減量化・資源化の内容を周知する。

⑩ 資源回収拠点の整備

平成 23 年 12 月より、市内１か所において資源回収ステーションを開設している。平成 28 年には木製粗大ごみ、令和 4 年よりスプリング入りマットレスの受入を開始しており、今後も利用状況等を考慮しながら、回収品目の拡充を行い、より適切な在り方を検討していく。

【武豊町の施策】

① ごみの有料化

現在、生活系ごみについては指定ごみ袋による収集を実施している。

生活系ごみについては、平成 30 年度から従量制により 100 円／10 ㎏の処理手数料の徴収を開始し、

生活系ごみの有料化については、ごみの排出量に応じた負担の公平性及びさらなる町民のごみ減量への意識改革を進めるために、令和 3 年度に導入した。

事業系ごみの処理手数料については、さらなる排出抑制及び費用負担の適正化を確保するため、令和 3 年度から 200 円／10kg に改定した。

② マイバック運動・レジ袋対策

町民や販売店の協力を得ながら、マイバック・マイ容器の持参、簡易包装商品の購入、使い捨て商品の購入抑制など、ごみを買わない消費行動に向けた啓発活動を展開する。

③ 生ごみの発生抑制

- 平成 28 年度に実施した資源回収エコステーションでの生ごみ分別回収事業実証実験の結果を踏まえ、民間企業と連携して事業化の検討を実施する。
- 平成 24 年度より、町内民間事業者の堆肥化事業に参画することにより、従来焼却していた、草ならびに給食センター・保育園から排出される給食残渣を、堆肥とし資源化しており、今後も継続する。
- 令和 7 年度に供用開始予定の武豊町リサイクルセンター（仮称）施設内において、食品ロスを減らすために「食品リユース」に関する取り組みを検討中。

④ 補助

家庭での生ごみ減容化の取組を推進するため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）及び生ごみ密封処理容器は上限 3,000 円（補助率 1/2）、生ごみ処理機は上限 15,000 円（補助率 1/2）を補助する。

⑤ 容器包装の回収率向上

平成 18 年度よりプラスチック及び紙製容器包装の回収を実施している。資源回収拠点の強化、広報誌等を利用した情報発信・啓発事業の強化を図る。

⑥ 小型家電の分別回収

家電リサイクル対象品以外の使用済み家電の分別回収を資源回収エコステーションで実施し、レアメタルを始め金属資源のリサイクルを推進する。

⑦ 食用廃油の回収

現在は、公共施設に専用回収容器を設置して、廃食用油を分別回収している。回収後、民間事業者にて精製し、ごみ収集車などのバイオディーゼル燃料として再利用を図っている。今後は、役場及び各地区サービスセンターを始め公民館等の公共施設での回収場所の増設や見直しにより、リサイクルのさらなる推進を図る。

⑧ 紙類の分別回収

もえるごみの中に多く含まれているダイレクトメールやチラシなどの紙類をミックスペーパーとして紙製容器包装と一緒に回収するシステムを平成 29 年度に構築し、資源化を継

続する。

⑨ リユースの促進

町民からリユース品を集めて展示し、再び利用する町民に引き取ってもらうリユースステーションの PR を行い、利用促進、機能充実を図ることで、廃棄物の減量化を進める。

また、家具等の粗大ごみについても対応できる大型のリユースステーションを武豊町リサイクルセンター（仮称）施設内に整備し、更なる廃棄物の減量化を進める。

⑩ 普及啓発

ごみ減量モニター制度の導入やものを買わない消費活動の啓発を実施することで、ごみの発生抑制における普及啓発を推進する。

⑪ 環境教育

小学生高学年を対象として施設見学や、エコステーションを活用した分別体験、出前講座を開催する。また、中高生の参加による Teens-Meeting（中高生ワークショップ）を開催し、中高生提案によるごみ減量・資源化啓発事業に取り組む。

⑫ 粗大ごみの解体選別資源化事業

平成 24 年度から地域で回収した一部の粗大ごみを、クリーンセンターの破砕機による、粗い鉄分の回収から、民間委託業者による手選別での回収に変更することで資源回収量の向上を図っており、今後も継続する。

また、資源回収エコステーションで回収された粗大ごみも上記と同様な処理を行い、資源化を推進する。

⑬ 不燃物分別委託事業化

周辺自治体の動向や、民間企業が取り組む再生利用技術の動向を勘案しつつ、再生利用が可能なものは費用対効果を考慮して資源化するよう検討する。

⑭ 資源回収拠点の整備

町内に資源回収エコステーションをバランスよく配置し、利便性を高めるため、現在の 2 箇所に加えて町の北部や南部でエコステーションを整備する。南部については、刈草・剪定枝に重点を絞ったいちはら資源回収エコステーションを令和 4 年 2 月から供用開始した。北部については、令和 7 年 4 月を目処に、武豊町リサイクルセンター（仮称）を整備し、施設内に資源回収の機能を有するエコステーションを整備・供用開始するため、令和 5 年度に計画支援事業を実施する。

⑮ 刈草及び樹木の剪定枝の資源化

これまで焼却処分としていた刈草・樹木の剪定枝を平成 30 年度から民間事業者に処理を委託することにより堆肥化などの資源化を図る。

【南知多町の施策】

① ごみの有料化

事業系ごみの処理手数料については、令和 3 年 4 月に 200 円／10 ㎏に改定した。

生活系ごみの有料化については、ごみの排出量に応じた負担の公平化及び町民の意識改革

を進めるため、令和 3 年 4 月から指定ごみ袋の有料化と直接搬入ごみについて 100 円／10 ㎏の手数料を徴収している。

② マイバック運動・レジ袋対策

町広報等による啓発を行うことにより、買い物の際のマイバック等の持参、使用を推進し、レジ袋の削減を図る。

③ 生ごみの発生抑制

- 住民団体等の集まりの際に、ごみの出しの仕方（減量・分別方法）などについて説明し、協力依頼をするとともに、水切りネットの無料配布などを行うことで、生ごみ（残飯等）の水切りを徹底し、ごみ減量化の推進を図る。
- 生ごみの腐敗を防ぎ発酵を促進することのできる「アスパ」を、役場及び各地区サービスセンターで配布し、自家処理（堆肥化）を促進するとともに、学校給食センターなど公共施設においても生ごみの資源化を図る。

④ 補助

家庭での生ごみ減容化の取組を推進するため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）は上限 5,000 円（補助率 2/3）、生ごみ電動処理機は上限 16,000 円（補助率 1/2）を補助する。

⑤ 資源回収団体による回収の促進

団体資源回収として、小中学校ＰＴＡや老人クラブなどの回収団体に、報償金を交付し、資源リサイクルに対する理解と古紙・布類等資源の回収を促進する。

⑥ 容器包装の回収

「容器包装リサイクル法」に基づく紙ごみの分別収集を平成 29 年 10 月から、生活系プラスチックの分別収集を令和 3 年 4 月から実施し、資源の再利用を促進するとともに、ごみの減量化の推進を図る。

⑦ 小型家電の分別回収

家電リサイクル法対象品以外の使用済み小型家電の分別回収の実施を町広報誌等で周知することにより、レアメタルを始め金属資源のリサイクルの推進を図る。

⑧ 食用廃油の回収

家庭用食用廃油の公共施設での拠点回収を行い、食用廃油の回収を推進し、民間精製事業者によるバイオディーゼル燃料等としての再利用の促進を図る。

⑨ 刈草及び樹木の剪定枝の資源化

これまで焼却処分としていた刈草・樹木の剪定枝を令和 3 年 4 月から民間事業者に処理を委託することにより堆肥化などの資源化を図る。

⑩ 普及啓発

町広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、ごみの分別方法のパンフレット（全戸配布）に、家庭でできるごみの減量、リサイクル、正しい分別等の情報掲載を行い、ごみの減量を図るとともに、リサイクル率の向上や分別資源への異物混入防止を図る。

⑪ 環境教育

町産業まつりを始めとしたイベント開催時に、生ごみの堆肥化を図る「アスパ」の配布やパンフレット等を使用した環境教育などを開催するとともに、小学校や各種団体等へごみ出しの仕方（減量・分別方法）などの出前講座を展開する。

【美浜町の施策】

① ごみの有料化

事業系ごみの処理手数料については、平成 29 年 7 月に 160 円/10kg に改定したものを令和 3 年 4 月に 200 円／10 ㎏に改定した。

生活系ごみの有料化については、ごみの排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、令和 3 年 4 月から指定ごみ袋の有料化と直接搬入ごみについて 100 円／10 ㎏の導入をした。

② マイバック運動・レジ袋対策

事業者、町民団体の協力を得て、平成 22 年 2 月からレジ袋の有料化を開始しており、買い物の際にマイバック等を持参、使用を推進し、レジ袋の削減を図る。

③ 生ごみの発生抑制

- ごみの出し方の問い合せ等の際には、分別方法・減量等を説明するとともに、生ごみ（残飯等）の水切りを徹底するよう依頼し、ごみの減量化の推進を図る。
- 生ごみの腐敗を防ぎ発酵を促進することのできる「EM ぼかし」を、役場及び各地区公民館等で配布し、自家処理（堆肥化）を促進するとともに、学校給食センターなど公共施設においても生ごみの堆肥化を図る。

④ 補助

家庭での生ごみ減容化の取組を推進するため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）は上限 2,700 円（補助率 1/2）、生ごみ電動処理機は上限 18,000 円（補助率 1/2）を補助する。

⑤ 資源回収団体による回収の促進

集団資源回収として、小中学校ＰＴＡや保育所父母の会など事前に登録された回収団体に報償金を交付することで、古紙・布類等資源の回収を促進する。

⑥ 容器包装の回収

「容器包装リサイクル法」に基づく紙ごみの分別収集を平成 29 年 10 月から、生活系プラスチックの分別収集を令和 3 年 4 月から実施し、資源の再利用を促進するとともに、ごみの減量化の推進を図る。

⑦ 小型家電の分別回収

家電リサイクル法対象品以外の使用済み家電の分別回収の実施を町広報誌等で周知することにより、レアメタルを始め金属資源のリサイクルの推進を図る。

⑧ 食用廃油の回収

各地区における協力団体を中心に家庭用食用廃油の回収を行うことにより、民間精製事業

者によるバイオディーゼル燃料としての再利用のさらなる促進を図る。

⑨ 刈草及び樹木の剪定枝の資源化

これまで焼却処分としていた刈草・樹木の剪定枝を令和 3 年 4 月から民間事業者に処理を委託することにより堆肥化などの資源化を図る。

⑩ 普及啓発

町広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、ごみの分別方法のパンフレット（全戸配布）に、家庭でできるごみの減量（生ごみの水切り等)、リサイクル、正しい分別等の情報掲載を行い、ごみの減量を図るとともに、リサイクル率の向上や分別資源への異物混入防止を図る。また、町より委嘱された環境美化推進員及び各自治区より任命された分別指導員を活用し、町民へのごみ減量意識の啓発を図る。

⑪ 環境教育

小学生を対象としたごみ処理施設見学のほか、各種団体等へごみ出しの仕方（分別・減量方法）などの出前講座を展開する。

（2） 処理体制

ア．生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分と処理方法は次頁以降に示すとおりである。
更なる資源化率の向上を目指し、2 市 3 町の分別区分の統一を進める。
※別添 3 に処理体制の現状と将来の詳細を示す。

表 3-1 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

＜半田市＞

現状（H28年度）		
分別区分	処理方法	処理施設等
燃えるごみ	焼却	半田市クリーンセンター
燃えないごみ	破砕 埋立	半田市粗大ごみ処理施設 一般廃棄物最終処分場
粗大ごみ	破砕	半田市粗大ごみ処理施設
プラスチック製容器包装	リサイクル	選別保管業者
紙製容器包装		
ペットボトル		
空き缶		半田市資源回収センター
空きびん		空きびん置き場手選別
古紙、紙類		古紙回収業者等
古布・古着		古布回収業者等
蛍光管		委託処理
乾電池	埋立	半田市一般廃棄物最終処分場
金属類	リサイクル	売却
廃家電		委託処理、売却
ペットボトルキャップ		
廃食油		

将来（R7年度）				
分別区分	処理方法		処理施設等	
			一次処理	二次処理
燃えるごみ	焼却	発電	エネルギー回収施設(R4-)	（焼却灰）半田市一般廃棄物最終処分場
燃えないごみ	破砕 選別 焼却 埋立	複合	不燃・粗大ごみ処理施設 (R4-)	(可燃物)エネルギー回収施設 (R4-) （不燃物）半田市一般廃棄物最終処分場 （資源物）売却
粗大ごみ				
プラスチック製容器包装	リサイクル	売却	選別保管業者	委託処理、売却
紙製容器包装				
ペットボトル				
空き缶			半田市資源回収センター	
空きびん			空きびん置き場手選別	
古紙、紙類			古紙回収業者等	
古布・古着			古布回収業者等	
蛍光管		再資源化	委託処理	
乾電池				
金属類			半田市資源回収センター	
廃家電				
ペットボトルキャップ				
廃食油				
枝木・草				
木製粗大			委託処理	
硬質プラスチック				

＜常滑市＞

<table>
<tr><th colspan="3">現状（H28年度）</th></tr>
<tr><th>分別区分</th><th>処理方法</th><th>処理施設等</th></tr>
<tr><td>燃えるごみ</td><td>焼却</td><td>クリーンセンター常武</td></tr>
<tr><td>燃えないごみ</td><td>破砕
埋立</td><td>クリーンセンター常武
粗大ごみ処理施設
資源回収ステーション（常滑市）
常滑市一般廃棄物最終処分場</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>破砕</td><td>クリーンセンター常武
粗大ごみ処理施設
資源回収ステーション（常滑市）</td></tr>
<tr><td>紙製容器包装</td><td rowspan="14">リサイクル</td><td>古紙回収業者</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>選別委託業者</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td rowspan="3">クリーンセンター常武
ストックヤード
資源回収ステーション（常滑市）</td></tr>
<tr><td>空き缶</td></tr>
<tr><td>空きびん</td></tr>
<tr><td>古紙、紙類</td><td>古紙回収業者等</td></tr>
<tr><td>古布・古着</td><td>古布回収業者等</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>金属類</td><td>売却</td></tr>
<tr><td>廃家電</td><td rowspan="5">資源回収ステーション（常滑市）
委託処理、売却</td></tr>
<tr><td>廃食油</td></tr>
<tr><td>刈草、剪定枝</td></tr>
<tr><td>木製粗大</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">将来（R7年度）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">分別区分</th><th colspan="2" rowspan="2">処理方法</th><th colspan="2">処理施設等</th></tr>
<tr><th>一次処理</th><th>二次処理</th></tr>
<tr><td>燃えるごみ</td><td>焼却</td><td>発電</td><td>エネルギー回収施設(R4-)</td><td>（焼却灰）常滑市一般廃棄物
最終処分場等</td></tr>
<tr><td>燃えないごみ</td><td rowspan="2">破砕
選別
焼却
埋立</td><td rowspan="2">複合</td><td rowspan="2">資源回収ステーション
（常滑市）
不燃・粗大ごみ処理施設
(R4-)</td><td rowspan="2">(可燃物)エネルギー回収施設
(R4-)
（不燃物）常滑市一般廃棄物
最終処分場
（資源物）売却</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td></tr>
<tr><td>その他紙類</td><td rowspan="14">リサイクル</td><td rowspan="8">売却</td><td>古紙回収業者</td><td rowspan="8">売却</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td><td rowspan="6">資源回収ステーション
（常滑市）</td></tr>
<tr><td>プラスチック資源</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>空き缶</td></tr>
<tr><td>空きびん</td></tr>
<tr><td>古紙、紙類</td><td>古紙回収業者</td></tr>
<tr><td>古布・古着</td><td>古布回収業者</td></tr>
<tr><td>蛍光管</td><td rowspan="6">再資源化</td><td>委託処理</td><td></td></tr>
<tr><td>金属類</td><td rowspan="6">資源回収ステーション
（常滑市）
委託処理</td><td>売却</td></tr>
<tr><td>廃家電</td><td rowspan="3">委託処理、売却</td></tr>
<tr><td>廃食油</td></tr>
<tr><td>刈草、剪定枝</td></tr>
<tr><td>木製粗大</td><td>委託処理</td></tr>
</table>

＜武豊町＞

現状（H28年度）		
分別区分	処理方法	処理施設等
燃えるごみ	焼却	クリーンセンター常武
燃えないごみ	破砕 埋立	クリーンセンター常武 粗大ごみ処理施設 たけとよ資源回収エコステーション （武豊町） おおあし資源回収エコステーション （武豊町） 武豊町一般廃棄物最終処分場
粗大ごみ	破砕	クリーンセンター常武 粗大ごみ処理施設
プラスチック製容器包装	リサイクル	選別委託業者
紙製容器包装		
ペットボトル		たけとよ資源回収エコステーション （武豊町） おおあし資源回収エコステーション （武豊町） クリーンセンター常武 ストックヤード
空き缶		
空きびん		
古紙、紙類		古紙回収業者等
古布・古着		古布回収業者等
蛍光管		町総合倉庫で一時保管後 委託処理
乾電池		
再資源不燃物		クリーンセンター常武 ストックヤード
刈草（地区清掃事業）		委託処理

将来（R7年度）				
分別区分	処理方法		処理施設等	
			一次処理	二次処理
燃えるごみ	焼却	発電	エネルギー回収施設(R4-)	（焼却灰）武豊町一般廃棄物 最終処分場等
燃えないごみ	破砕 選別 焼却 埋立	複合	たけとよ資源回収エコステーション （武豊町） おおあし資源回収エコステーション （武豊町） 不燃・粗大ごみ処理施設 (R4-)	(可燃物)エネルギー回収施設 (R4-) （不燃物）武豊町一般廃棄物 最終処分場 （資源物）売却
粗大ごみ				
プラスチック製容器包装	リサイクル	売却	たけとよ資源回収エコステーション （武豊町） おおあし資源回収エコステーション （武豊町） 選別委託業者	売却
紙製容器包装				
ペットボトル				
空き缶				
空きびん				
古紙、紙類			古紙回収業者	
古布・古着			古布回収業者	
蛍光管		再資源化	北部資源回収エコステーション で一時保管	委託処理
乾電池				
再資源不燃物			売却	
刈草(地区清掃事業)			委託処理	売却
刈草、剪定枝				
廃プラスチック	リサイクル （検討中）	再商品化 （検討中）	たけとよ資源回収エコステーション おおあし資源回収エコステーション 武豊町リサイクルセンター（仮称） （検討中）	売却 （検討中）

＜南知多町・美浜町＞

現状（H28年度）

分別区分	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理
燃えるごみ	焼却	知多南部クリーンセンター	（焼却灰）知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場またはアセック
分別ごみ［不燃物］	破砕焼却埋立	知多南部クリーンセンター粗大ごみ処理施設 知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場	（可燃残渣）知多南部衛生組合焼却施設 （不燃残渣）知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場 （資源物）資源化
粗大ごみ［可燃粗大］［不燃粗大］		知多南部クリーンセンター粗大ごみ処理施設	（可燃残渣）知多南部衛生組合焼却施設 （不燃残渣）知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場 （資源物）資源化
粗大ごみ[破砕不適物等]	リサイクル	リサイクルプラザ	資源化
ペットボトル			
空き缶			
空きびん			
古紙、紙類			
古布・古着			
スプレー缶			
埋立ごみ	埋立	知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場	知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場
乾電池			
蛍光灯			

将来（R7年度）

分別区分	処理方法		処理施設等	
			一次処理	二次処理
燃えるごみ	焼却	発電	エネルギー回収施設(R4-)	（焼却灰）知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場等
分別ごみ［不燃物］	破砕選別焼却埋立	複合	不燃・粗大ごみ処理施設(R4-)	(可燃物)エネルギー回収施設(R4-) （不燃物）知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場 （資源物）売却
粗大ごみ［可燃粗大］［不燃粗大］				
ペットボトル	リサイクル	売却	ストックヤード	売却
空き缶				
空きびん				
古紙、紙類				
古布・古着				
スプレー缶				
紙製容器包装			委託処理	
プラスチック製容器包装		再資源化		委託処理
蛍光管			ストックヤード	
埋立ごみ	埋立		知多南部衛生組合一般廃棄物最終処分場	
乾電池				

イ．事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、処理・処分を行う。

なお、基本的には、事業者責任のもと処理するものであり、2 市 3 町で処理する場合には、現状どおり、有料で自己搬入、または収集運搬許可業者による搬入を原則とするが、今後も時代に見合った処理体制を検討していく。

（3） 処理施設等の整備

ア．廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3-2 のとおり必要な処理施設の整備を行う。

表 3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 （全体事業期間）	国土強靭化
1	ごみ焼却施設 知多南部広域環境センター	エネルギー回収型廃棄物処理施設	283ｔ/日	武豊字一号地地内	H30～R3	―
2	廃焼却施設解体 クリーンセンター常武	エネルギー回収型廃棄物処理施設	―	武豊町字壱町田地内	R4～R5	―
3	リサイクルセンター 知多南部広域環境センター	マテリアルリサイクル推進施設	14ｔ/5h	武豊字一号地地内	H30～R3	―
4	リサイクルセンター 武豊町リサイクルセンター（仮称）	マテリアルリサイクル推進施設	2,572 ㎡	武豊町字壱町田地内	R6 (R6～R7)	―
5	ストックヤード 知多南部衛生組合ストックヤード（仮称）	マテリアルリサイクル推進施設	600㎡	南知多町大字内海字樫木地内	R4～R6	―
6	ストックヤード 日間賀島ストックヤード	マテリアルリサイクル推進施設	180㎡	南知多町大字日間賀島字東側地内	(R10)	―
7	ストックヤード 篠島ストックヤード	マテリアルリサイクル推進施設	180㎡	南知多町大字篠島字長浜地先	(R12)	―

8	最終処分場 半田市一般廃棄物最終処分場	最終処分場	埋立面積：13,830 ㎡ 埋立容積：96,800m^3	半田市西億田町地内	R5～R6	－
9	最終処分場 武豊町一般廃棄物最終処分場	最終処分場	埋立面積：9,400 ㎡ 埋立容積：82,580m^3	武豊町字壱町田地内	R4～R5	－
10	廃棄物運搬中継施設 ごみ中継施設	廃棄物運搬中継施設	421 ㎡	南知多町大字内海字樫木地内	R6	南知多町国土強靱化地域計画
11	半田市ストックヤード（仮称）	マテリアルリサイクル推進施設	2,200 ㎡	半田市乙川末広町地内	（R10～R12）	－

（整備理由）事業番号１：現有施設の老朽化、処理の集約、エネルギーのリサイクル、高効率回収・有効利用の促進のため
事業番号２：現有施設の老朽化のため
事業番号３：現有施設の老朽化、処理の集約のため
事業番号４：資源物の再資源化促進のため
事業番号５：資源物の保管による再資源化促進のため
事業番号６：資源物の再資源化促進のため
事業番号７：資源物の再資源化促進のため
事業番号８：焼却残渣等の処分に必要な最終処分場を確保するため
事業番号９：現有施設の堰堤を増強し埋立容積を約 17,000 ㎥増加させ、焼却残渣等の処分に必要な最終処分場を確保するため
事業番号 10：広域化に伴う遠方の住民サービス維持のため
事業番号 11：資源物の再資源化促進のため

（4） 施設整備に関する計画支援事業

（3）の施設整備事業に先立ち、表 3-3 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-3 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 （全体事業期間）
1，3	知多南部広域環境センター整備事業（事業番号 1、3）に係わる環境影響評価調査	愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価	H30
1，3	知多南部広域環境センター整備事業（事業番号 1、3）に係わる発注支援	契約発注支援	H30
2	クリーンセンター常武廃焼却施設解体事業（事業番号 2）に係わる設計業務	施設内汚染状況調査、解体設計・解体工事発注仕様書作成	R3～R4
4	武豊町リサイクルセンター（仮称）整備事業（事業番号 4）に係わる設計業務	基本設計　一式 実施設計　一式	R5
11	半田市ストックヤード（仮称）整備事業（事業番号 11）に係わる設計業務	設計業務　一式	(R7～R8)
5	知多南部衛生組合ストックヤード（仮称）整備事業（事業番号 5）に係わる実施設計等調査事業	地質調査・環境調査・解体工事発注仕様書作成・ストックヤード基本設計･実施設計等	R3～R6
6	日間賀島ストックヤード整備事業（事業番号 6）に係わる環境調査・設計業務	環境調査業務　一式 設計業務　　一式	R5 (R5・R9)
7	篠島ストックヤード整備事業（事業番号 7）に係わる環境調査・設計業務	環境調査業務　一式 設計業務　　一式	R5 (R5・R11)
8	半田市一般廃棄物最終処分場整備事業（事業番号 8）に係わる施設設計業務・環境調査	施設計画・設計　一式 生活環境評価　　一式 測量調査　　一式 実施設計　　一式	R2～R4
9	武豊町一般廃棄物最終処分場整備事業（事業番号 9）に係わる調査・設計等業務	測量・計画策定　　一式 実施設計　　一式 生活環境影響調査　一式	R1～R3
10	廃棄物運搬中継施設整備事業（事業番号 10）に係る設計業務	基本設計　一式 実施設計　一式	R4～R5

（5） その他の施策

ア．特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処

環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物として、感染性一般廃棄物や、廃ゴムタイヤなどが挙げられている。また、「特定家電用機器再商品化法(家電リサイクル法)」、「資源有効利用促進法」が施行され、その対象品目は、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機となっている。

これらの廃棄物の分別排出については、住民に対し周知徹底を図るとともに、販売店、メーカーによる円滑な回収ルートの確保に努めるものとする。また、リサイクルが容易な製品の開発、製品アセスメントの促進、新技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣市町村との連携を図り、県及び国、メーカーなどへ働きかけるものとする。

イ．不法投棄対策

家庭から排出されるごみの処理は、これまで行政の責任であると認識され、その処理費用は税金で負担されてきたが、循環型社会への変革を図るにあたっては、住民・事業者に負担が求められている。

ごみ処理の有料化に伴い、その費用負担を逃れるため、今後、不法投棄が増加してくることも予想されることから、監視結果の状況を見ながら、より効率的な不法投棄を監視するパトロールや通報システムの検討を行うとともに、違法行為に対しては厳正な対応をしていく。

ウ．災害時の廃棄物処理に関する事項

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、巨大な津波が発生し、東北地方は甚大な被害を受けた。これを受け、愛知県では平成 26 年 5 月に「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」を公表し、また、平成 16 年 11 月には「愛知県高潮浸水想定」を発表した。

湾内にある知多南部地域においても将来、南海トラフ巨大地震及び高潮が発生した場合を想定し、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」等を踏まえ、津波・高潮に対する対策を十分に考慮する必要があると考えられる。

そのため、万一に備え、周辺地域との災害協定の締結を進めるとともに、被災地の衛生環境の確保を目的に廃棄物の分別、一時集積場所、可燃ごみ・がれきの処理など適切な廃棄物処理体制を整備する。具体的には、愛知県内の全ての市町村及び一部事務組合において、平成 8 年 3 月 12 日に「一般廃棄物処理に係わる災害相互応援に関する協定書」が締結されているが、今後、知多南部広域環境組合においても早急に体制を進めていく。また、構成市町の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画を随時策定及び見直していくことにより、災害時は収集運搬器材、仮置場及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、廃棄物の適正な処理を図る。

◎仮置場予定地

・半田市
（半田市地域防災計画、半田市災害廃棄物処理計画による。）
・旧最終処分場（38,674 ㎡のうち 28,400 ㎡、半田市西億田町地内）
・半田市リサイクルセンターの一部グランド（5,900 ㎡、半田市乙川末広町地内）
・みなと公園（2,600 ㎡、半田市 11 号地地内）
・潮風の丘緑地（8,800 ㎡、半田市潮干町地内）
・半田マリングラウンド（59,400 ㎡、半田市川崎町地内）

・常滑市
(常滑市地域防災計画、常滑市災害廃棄物処理計画による。)
産業会館予定地（6,676 ㎡、常滑市榎戸字上納地内）
沿道施設用地（3,312 ㎡、常滑市古場字道勘田地内）

・南知多町
(南知多町災害廃棄物処理計画による。)
公共施設建設予定地等の未利用地及び一般廃棄物最終処分場の跡地などから選定する。
・東浜小桝緑地（4,000 ㎡、南知多町大字内海字小桝地先）
・内海新港（8,000 ㎡、南知多町大字内海字東座頭畑地先）
・大井漁港施設用地（11,000 ㎡、南知多町大字大井字南側、聖崎地内）
・篠島最終処分場跡地（2,400 ㎡、南知多町大字篠島字長浜地内）
・日間賀島漁港用地（2,700 ㎡、南知多町大字日間賀島字浪太地内）

・美浜町
（美浜町地域防災計画、美浜町災害廃棄物処理計画による。）
公園、グランドなどのスポーツ施設、公共公益施設建設予定地等の未利用地、既存廃棄物処分場、その他の民有地から候補地を選定中。

・武豊町
令和 5 年度中に見直し予定の武豊町災害廃棄物処理計画をもとに、仮置場候補地台帳を作成していく。

エ．計画推進体制の構築（行政・住民・事業者（排出業者・処理・再生業者）の役割）

「半田市ごみ減量等推進懇談会」等を基に、行政、事業者及び住民が一体となってそれぞれの役割を守り、ごみの減量化計画を推進していく体制の整備を図る。

また、事業者に対しても、家電リサイクル法対象品目などについて、製造者や販売店などはそれらのものを引取り、回収・処理体制の整備に努めるよう指導する。

オ．情報の管理

発生・排出から処理（最終処分・リサイクルを含む）至るまでのデータを体系的に整理し、今後の広報啓発活動及び実施計画策定などに生かしていけるように、情報の収集、整理、管理、活用、公開のシステムを確立する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

（1） 計画のフォローアップ

2 市 3 町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び愛知県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

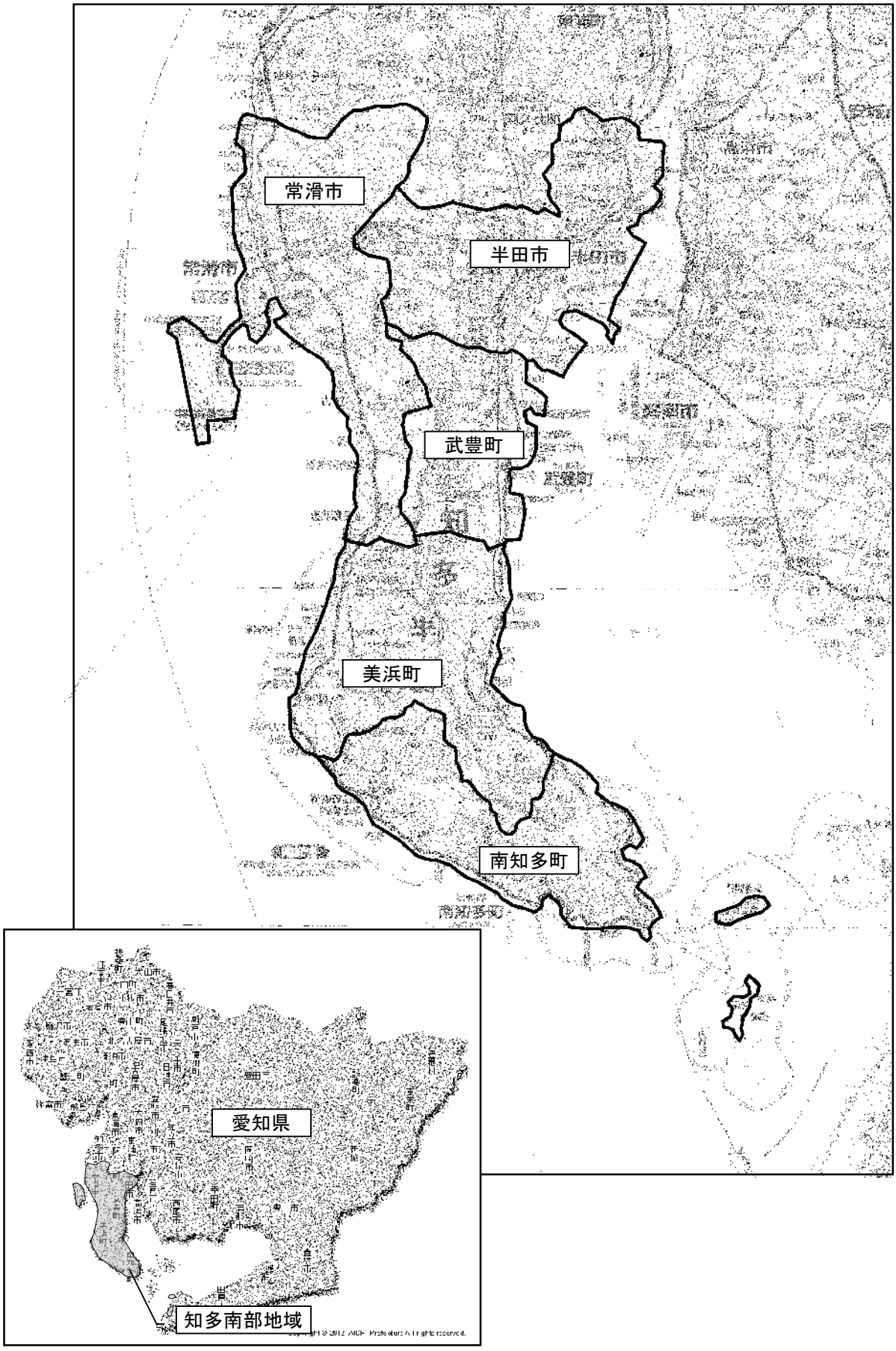
（2） 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映するものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

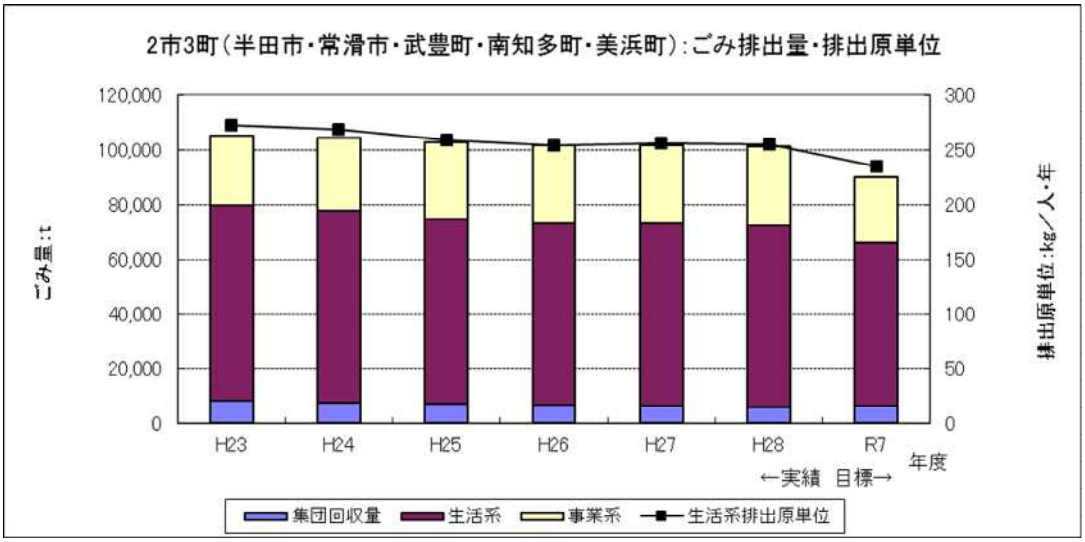
添付資料

別添１対象地域図

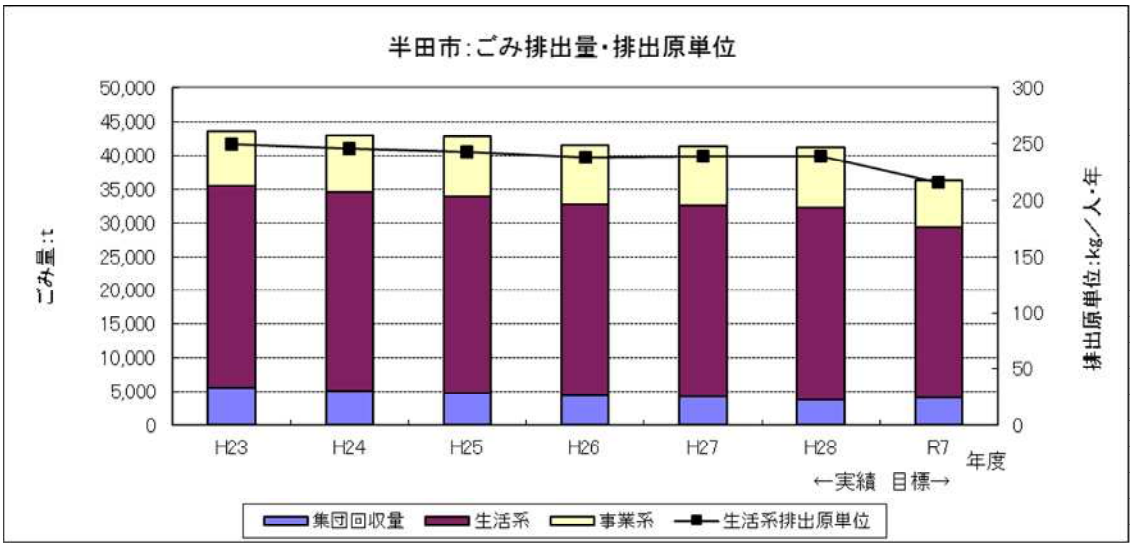


別添２一般廃棄物等の処理の現状と目標の設定に関するグラフ

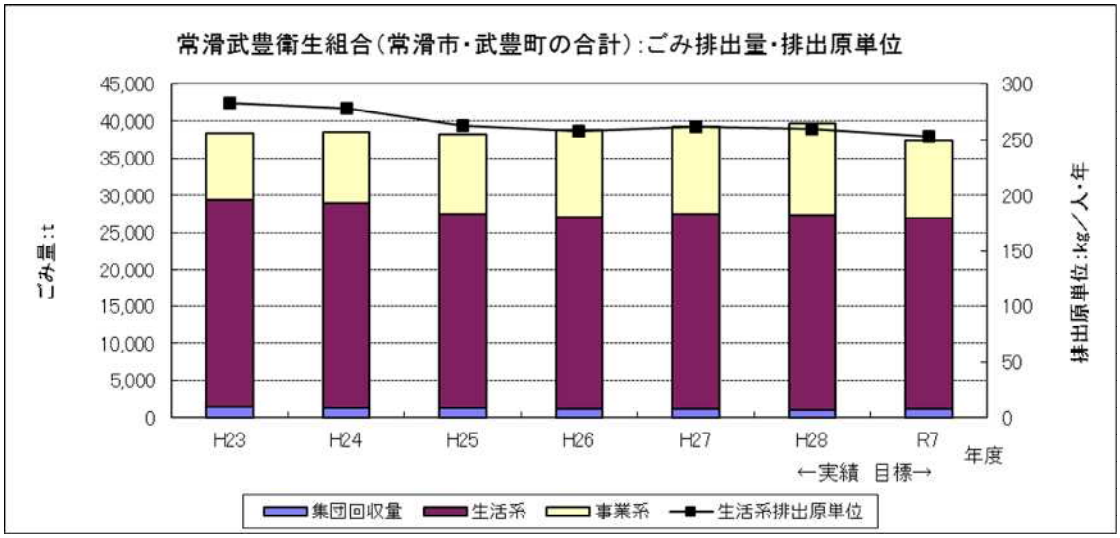
①（②＋③＋④）



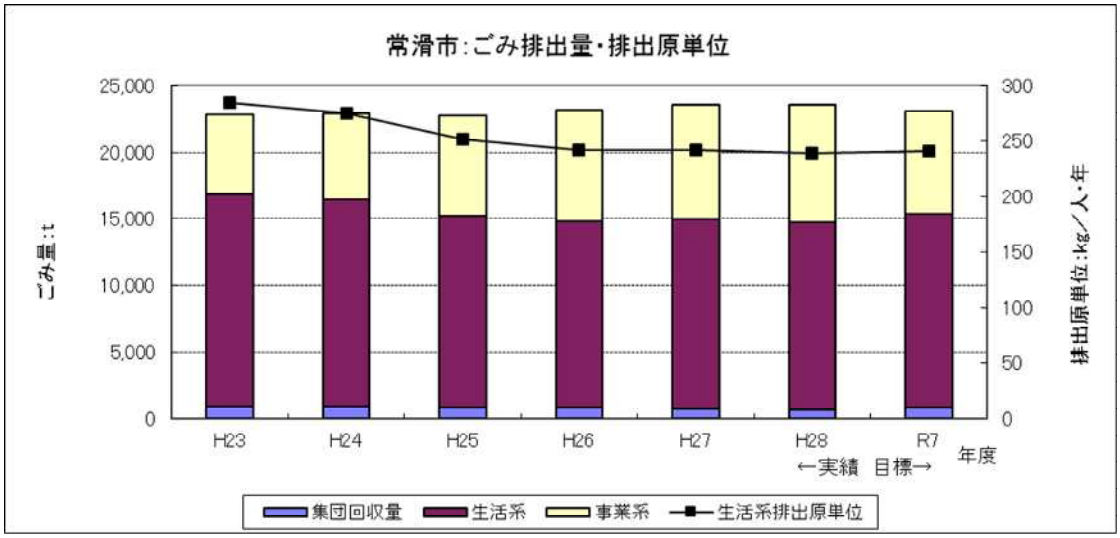
②


半田市:ごみ排出量・排出原単位
ごみ量:t
排出原単位:kg／人・年
50,000
45,000
40,000
35,000
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
300
250
200
150
100
50
0
H23
H24
H25
H26
H27
H28
R7
年度
←実績 目標→
集団回収量
生活系
事業系
生活系排出原単位

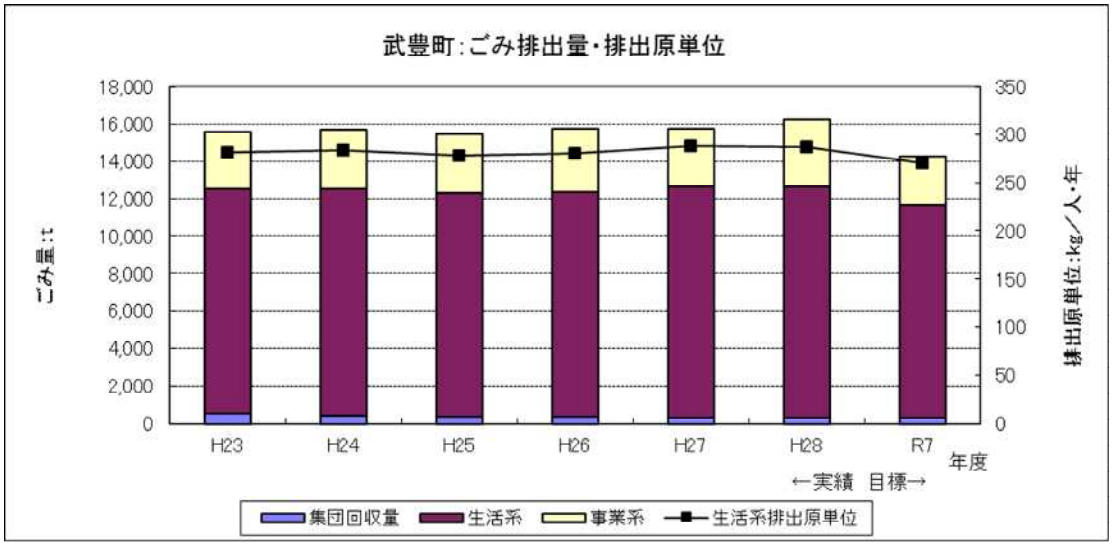
③（③－1＋③－2）


常滑武豊衛生組合（常滑市・武豊町の合計）：ごみ排出量・排出原単位
ごみ量：t
排出原単位：kg／人・年
年度
←実績 目標→
集団回収量
生活系
事業系
生活系排出原単位

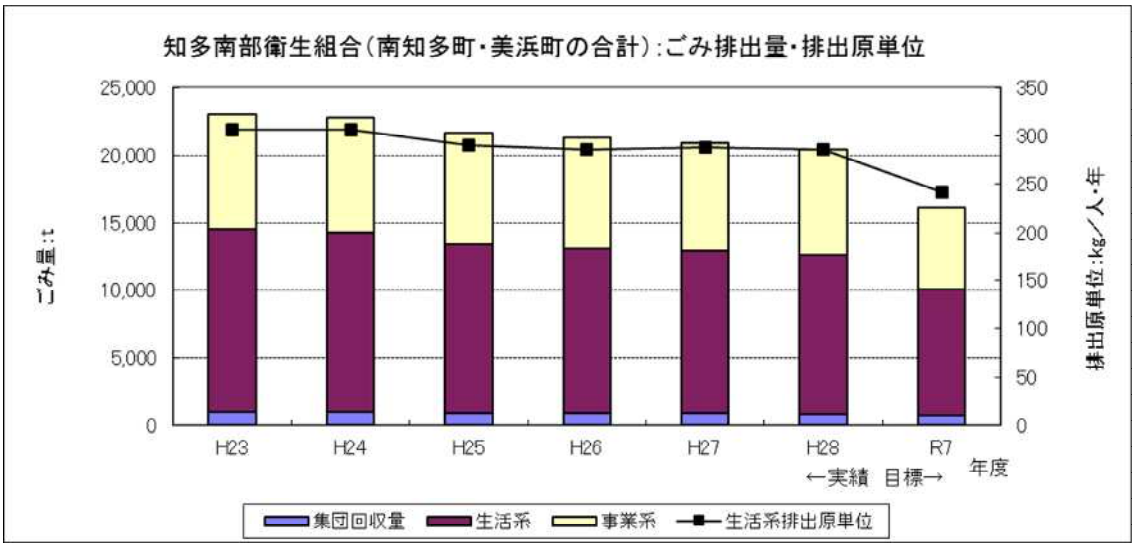
③－1


常滑市：ごみ排出量・排出原単位
ごみ量：t
排出原単位：kg／人・年
年度
←実績 目標→
集団回収量
生活系
事業系
生活系排出原単位

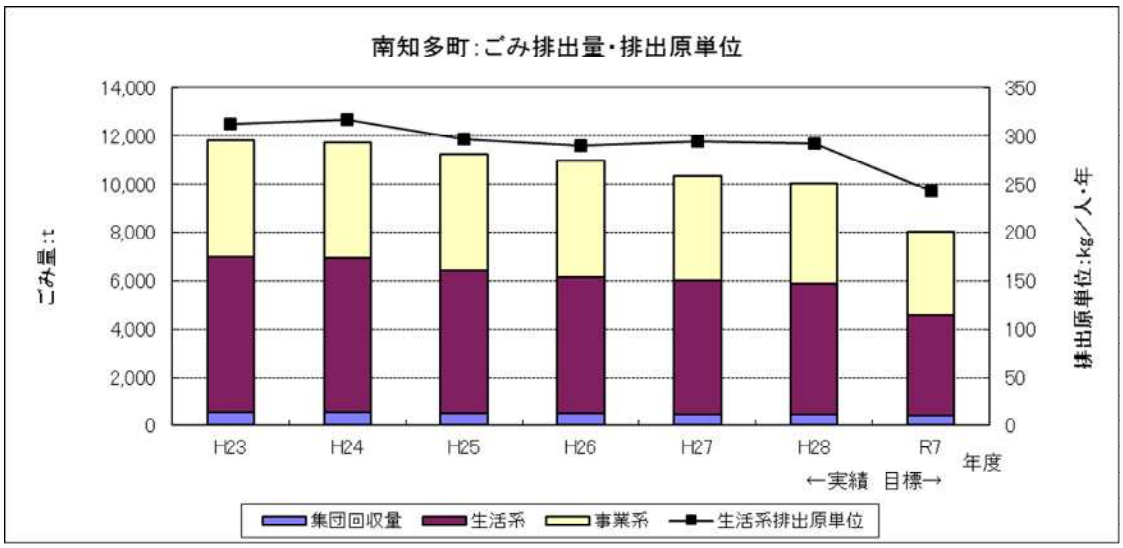
③－2


武豊町：ごみ排出量・排出原単位
ごみ量：t
排出原単位：kg／人・年
年度
←実績 目標→
集団回収量
生活系
事業系
生活系排出原単位

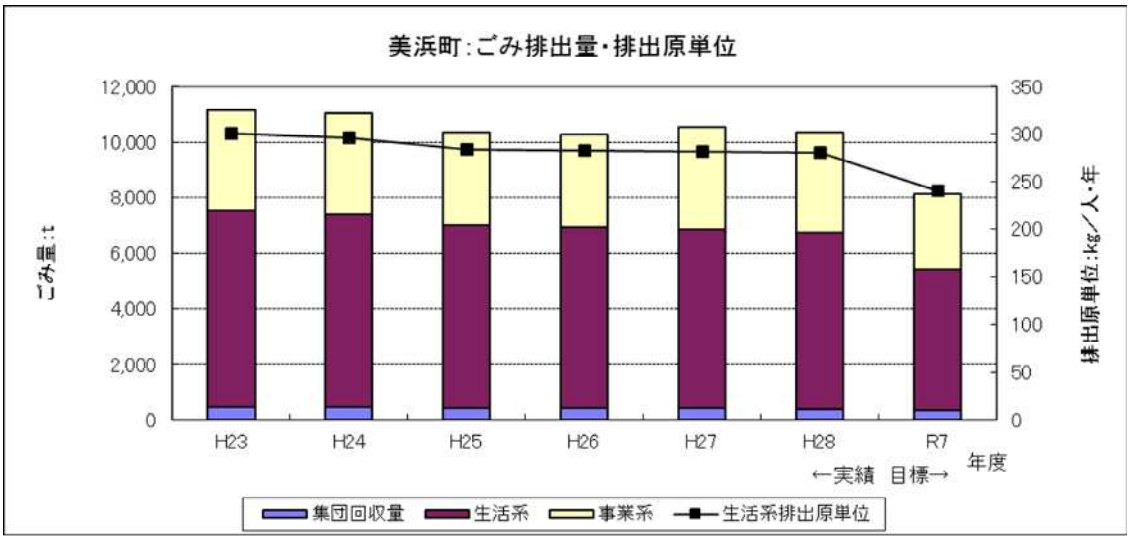
④（④－1＋④－2）


知多南部衛生組合（南知多町・美浜町の合計）：ごみ排出量・排出原単位
ごみ量：t
排出原単位：kg／人・年
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
350
300
250
200
150
100
50
0
H23
H24
H25
H26
H27
H28
R7
←実績 目標→
年度
集団回収量
生活系
事業系
生活系排出原単位

④－1


南知多町：ごみ排出量・排出原単位
ごみ量：t
排出原単位：kg／人・年
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
350
300
250
200
150
100
50
0
H23
H24
H25
H26
H27
H28
R7
←実績 目標→
年度
集団回収量
生活系
事業系
生活系排出原単位

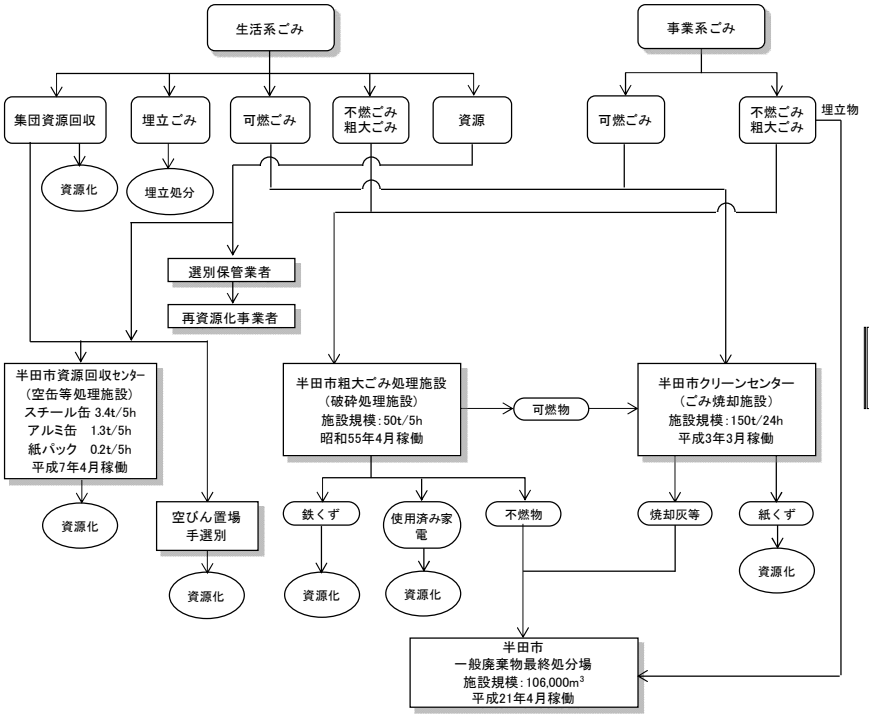
④－2


美浜町：ごみ排出量・排出原単位
ごみ量：t
排出原単位：kg／人・年
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
350
300
250
200
150
100
50
0
H23
H24
H25
H26
H27
H28
R7
←実績 目標→
年度
集団回収量
生活系
事業系
生活系排出原単位

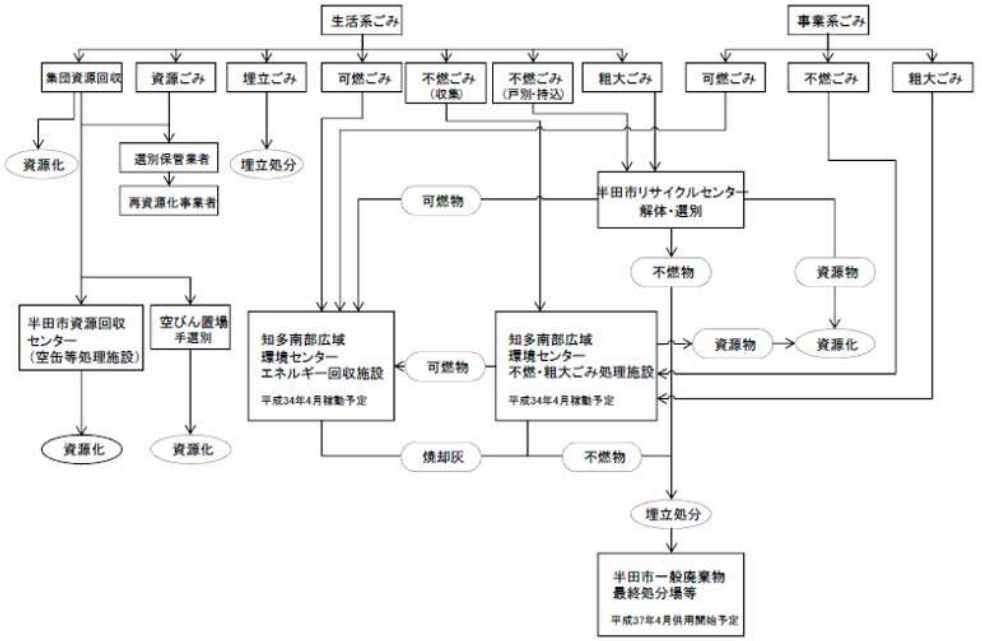
別添３処理体制の現状と将来

別添３－１半田市のごみ処理体制の現状と将来

現状（平成 28 年度）

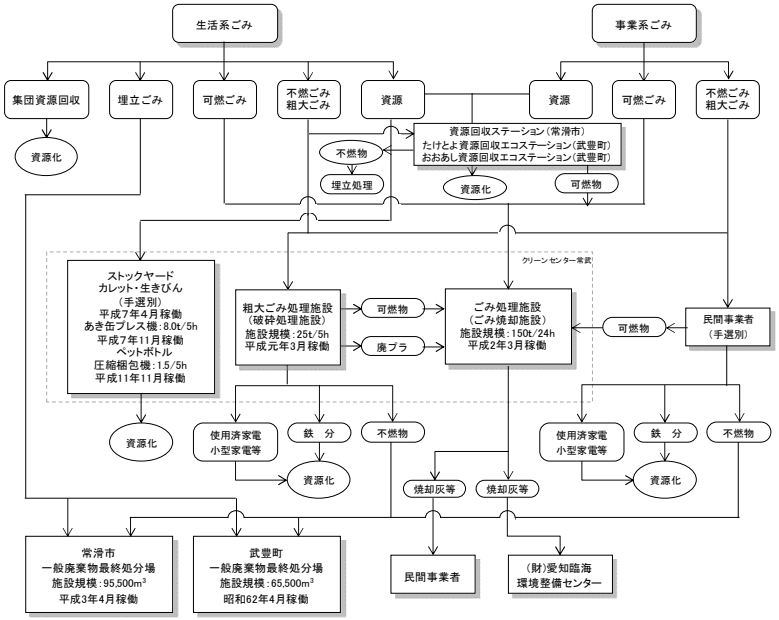


将来（令和 7 年度）

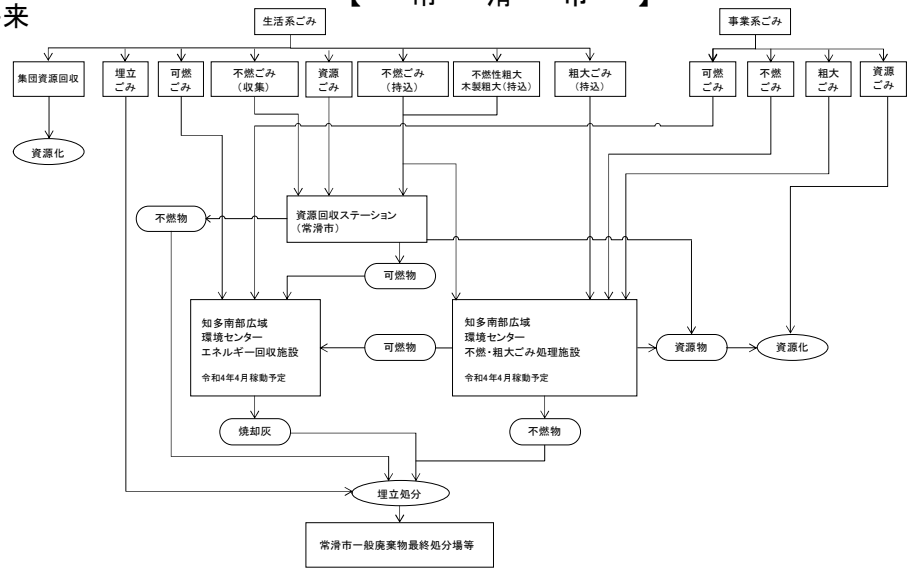


別添３－２常滑武豊衛生組合（常滑市・武豊町）のごみ処理体制の現状と将来

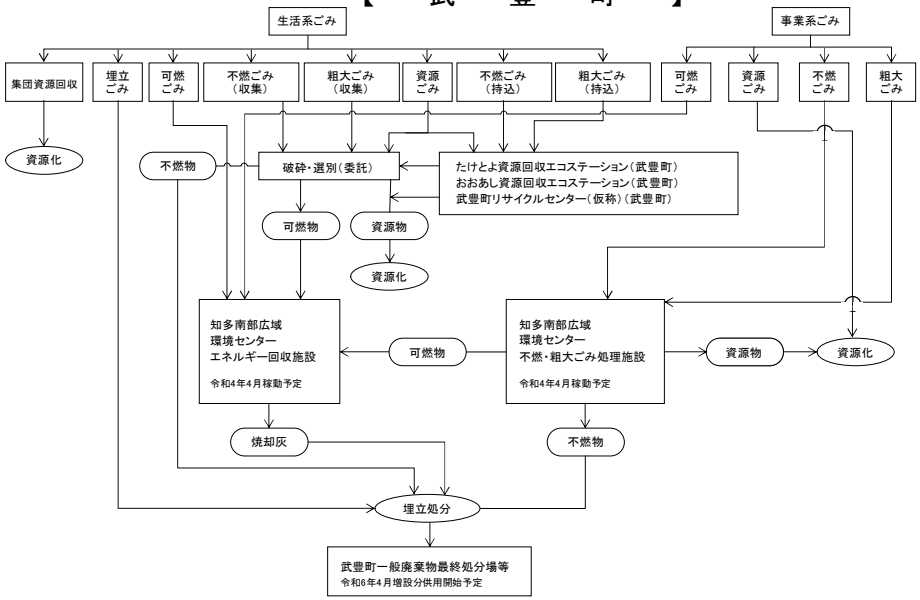
現状（平成 28 年度）



将来（令和７年度）【常滑市】

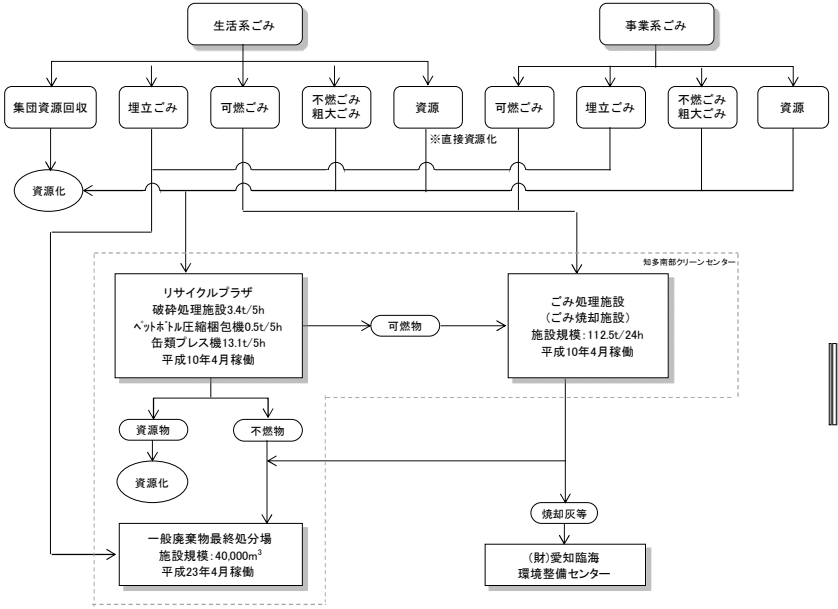


将来（令和７年度）【武豊町】

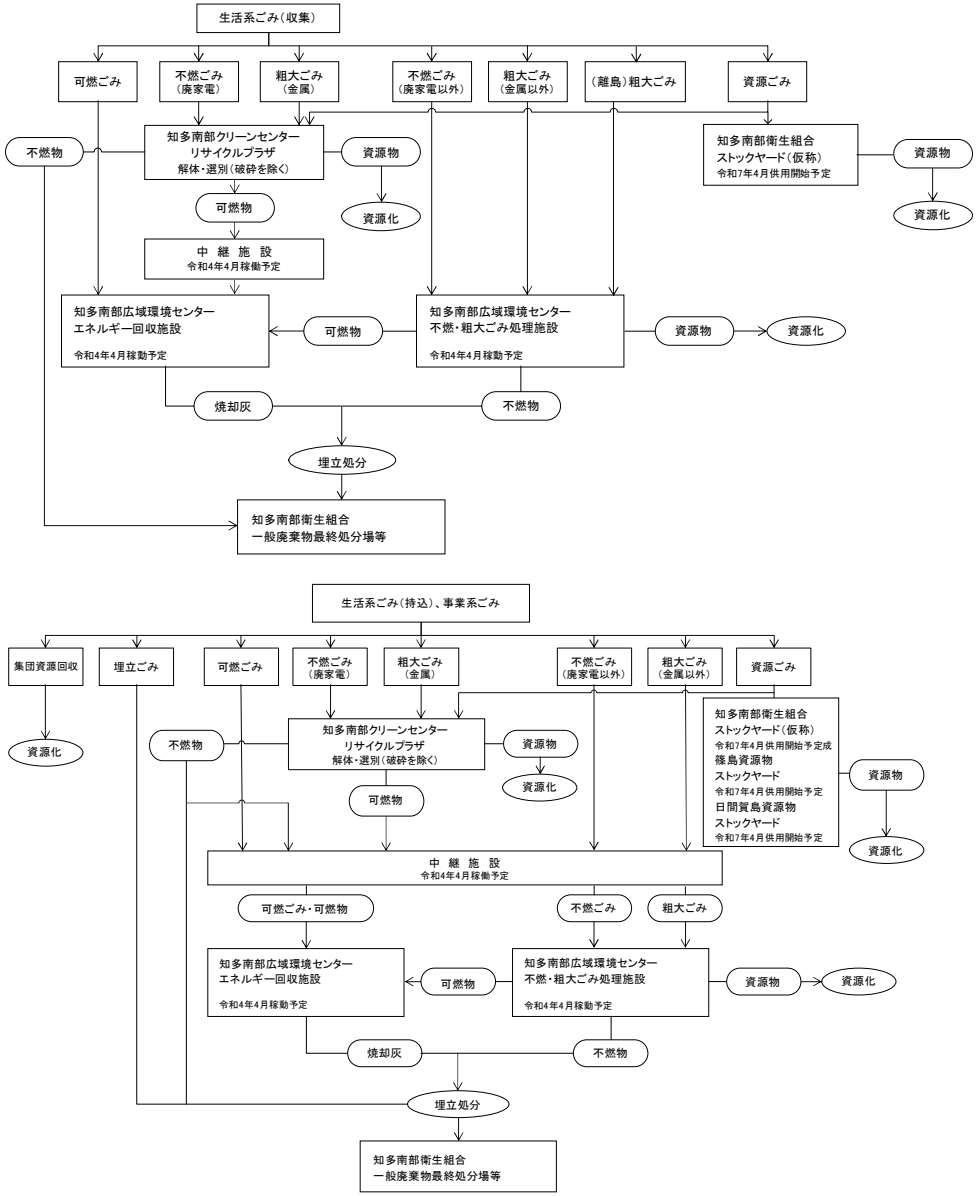


別添３－３知多南部衛生組合（南知多町）のごみ処理体制の現状と将来

現状（平成 28 年度）

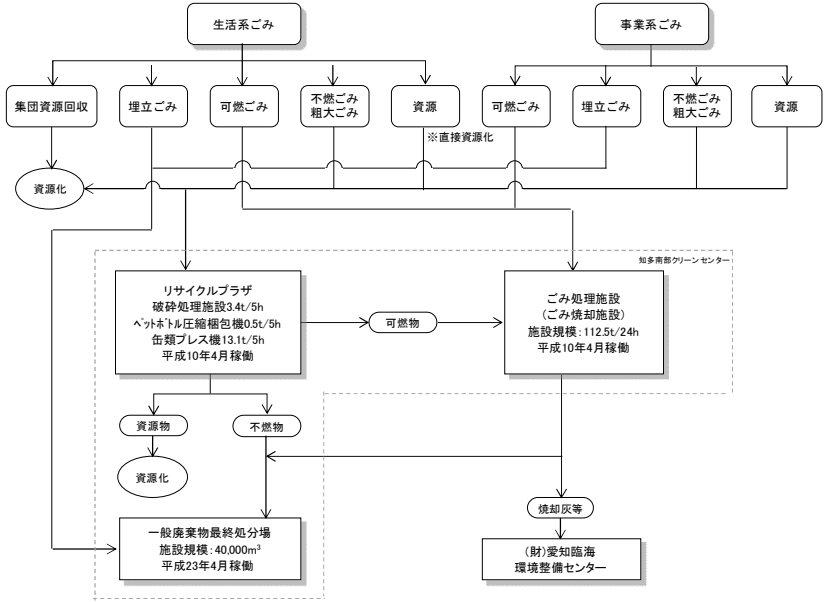


将来（令和７年度）

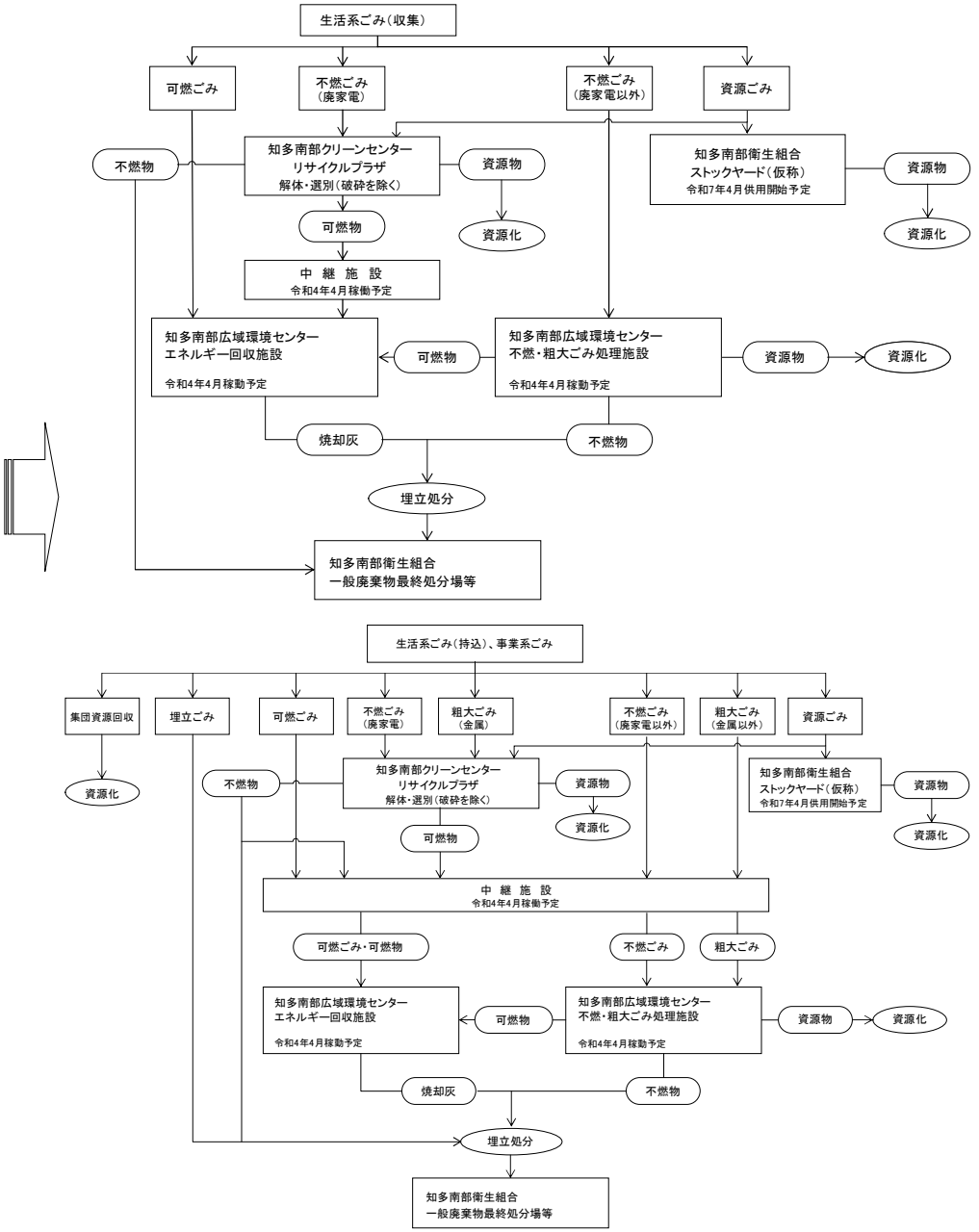


別添３－３知多南部衛生組合（美浜町）のごみ処理体制の現状と将来

現状（平成 28 年度）



将来（令和７年度）



様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表1

1　地域の概要

(1)地域名	知多南部地域	(2)地域内人口	261,589人	(3)地域面積	213.80㎢
(4)構成市町村等名	半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町、知多南部広域環境組合、 常滑武豊衛生組合、知多南部衛生組合	(5)地域の要件*	(人口) 面積　沖縄　(離島)　奄美　豪雪、山村　半島　過疎　その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	知多南部広域環境組合　組合を構成する市町村:半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町　設立年月日:平成22年4月1日設立 常滑武豊衛生組合　組合を構成する市町村:常滑市、武豊町　設立年月日:昭和37年9月11日設立 知多南部衛生組合　組合を構成する市町村:南知多町、美浜町　設立年月日:昭和41年3月4日設立				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2　一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 / 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目　標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	令和7年度
排出量	事業系　総排出量(トン)	25,462	26,536	27,821	28,468	28,388	28,929	23,471(H28比-18.9%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	2.3	1.9
	生活系　総排出量(トン)	71,439	70,328	67,794	66,422	66,848	66,612	60,373(H28比-9.4%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	236	231	222	218	220	219	192
	合計　事業系生活系の総排出量合計(トン)	96,901	96,864	95,615	94,890	95,236	95,541	83,844(H28比-12.2%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	7,663(7.9%)	7,663(7.9%)	7,453(7.8%)	7,281(7.7%)	7,234(7.6%)	7,260(7.6%)	8,625(10.3%)
	総資源化量(トン)	18,931(18.0%)	19,026(18.2%)	18,260(17.8%)	17,498(17.2%)	16,892(16.6%)	16,466(16.3%)	18,437(20.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量　(年間の発電電力量　MWH)	—	—	—	—	—	—	41,550
	(年間の熱利用量　GJ)	—	—	—	—	—	—	149,580
減量化量	減量化量(中間処理前後の差　トン)	69,950(72.2%)	69,518(71.8%)	69,212(72.4%)	69,837(73.6%)	70,659(74.2%)	70,528(73.8%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	16,088(16.6%)	15,762(16.3%)	15,124(15.8%)	14,170(14.9%)	13,924(14.6%)	14,271(14.9%)	11,992(14.3%)

※　別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。(別添4)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

半田市及び常滑市については、地域計画の目標年度(令和7年度)と、一般廃棄物処理計画の目標年度(令和8年度)は異なるものの、地域計画目標年度における値は整合している。
武豊町については、現行の廃棄物処理計画の予測値よりも実績の排出量が若干大きくなっているため、実績値等を踏まえた目標値を再設定している。このため、武豊町は今後の推移を見ながら、一般廃棄物処理計画の見直しを検討していく。
南知多町及び美浜町については、現行の一般廃棄物処理計画の予測値よりも実績の排出量が少なくなっているため、実績値等を踏まえ一般廃棄物処理計画より高い目標値を設定している。なお、両町は今後の推移を見ながら、一般廃棄物処理計画の見直しを検討していく。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1)現有施設リスト

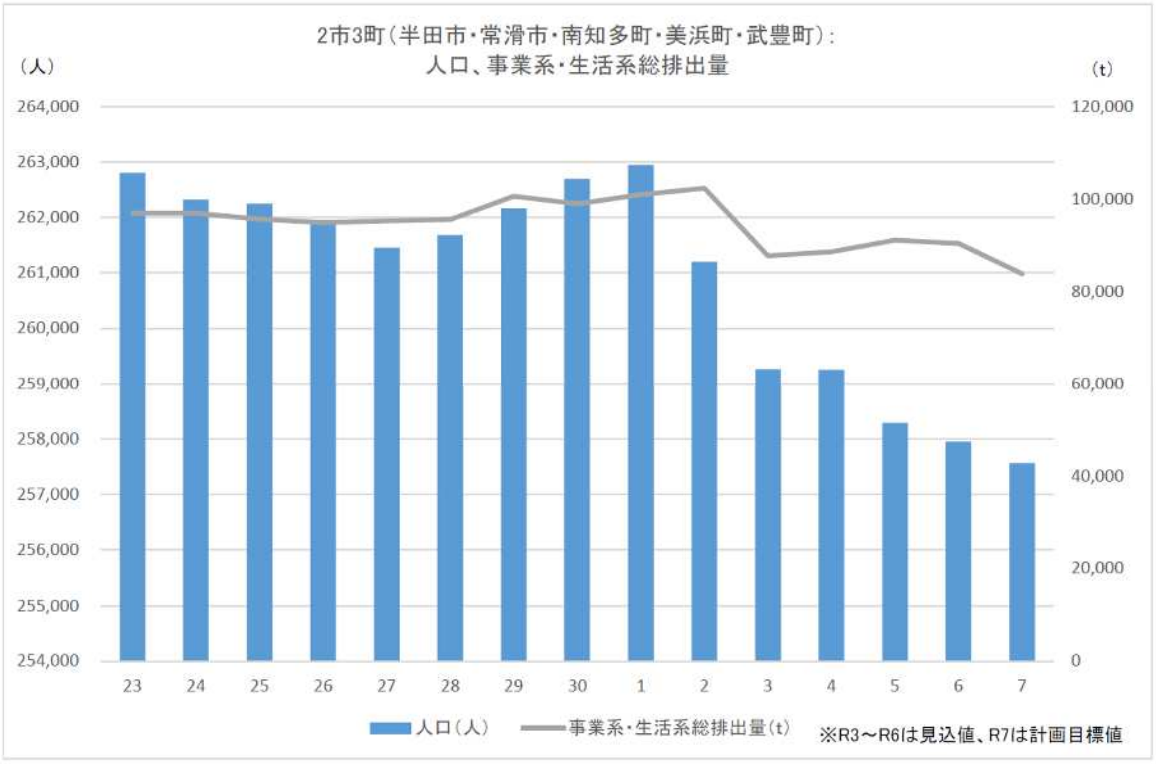
施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	半田市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	半田市	全連・ストーカ式	150t/日	H3.3	R4.3	R7以降予定	国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定なし	新炉建設のため廃止
粗大ごみ処理施設	半田市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	半田市	破砕選別	50t/5h	S55.4	R4.3	R7以降予定	国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定なし	新施設建設のため廃止
資源選別施設	半田市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	半田市	選別・圧縮	4.7t/5h	H7.4	継続使用	―	国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定なし	
最終処分場		半田市	準好気性ｻﾝﾄﾞｲｯﾁ工法	106,000m³	H21.4	R7.3埋立終了	―	浸水0.5m～3mで、対策として汚水処理施設の電源機器類の嵩上げをしている。	新施設整備のため
焼却施設	ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ常武	常滑武豊衛生組合	全連・ストーカ式	150t/日	H2.2	R4.4	R4.10～R6.1解体予定	国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定はない。周辺道路の浸水により施設への廃棄物が搬入できなくなった場合は災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	新炉建設のため廃止
粗大ごみ処理施設	ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ常武	常滑武豊衛生組合	横型回転破砕	25t/5h	H1.3	R4.4	R4以降予定		新施設建設のため廃止
ストックヤード	ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ常武	常滑武豊衛生組合	空缶プレス機等	9.5t/5h	H8.12	H30.3	―		機械の老朽化のため廃止
最終処分場		常滑市	山間埋立・ｻﾝﾄﾞｲｯﾁ工法・準好気性埋立	95,500m³	H3.4	継続使用	―	国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定はない。周辺道路の浸水により施設への廃棄物が搬入できなくなった場合は、『災害時における廃棄物の処理等に関する協定』に基づき一般社団法人愛知県産業廃棄物協会へ処理を依頼する。	
最終処分場		武豊町	山間埋立・ｻﾝﾄﾞｲｯﾁ工法	65,500m³	S62.4	継続使用(R6.4処理能力増強)	―	国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定なし	
焼却施設	知多南部ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	知多南部衛生組合	全連・ストーカ式	112.5t/日	H10.3	R4.4	R4.9～R6.3解体予定	国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定はない。周辺道路の浸水により施設への廃棄物が搬入できなくなった場合は災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書に基づき周辺自治体へ処理を依頼する。	新炉建設のため廃止
ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞ	知多南部ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	知多南部衛生組合	破砕選別・再生	17t/5h	H10.3	継続使用(破砕機を除く)	―		
最終処分場		知多南部衛生組合	山間埋立・準好気性埋立ｻﾝﾄﾞｲｯﾁ工法	40,000m³	H23.3	継続使用	―	所在地が高台の為、国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定はなし。	
不燃物埋立地	日間賀島最終処分場	南知多町	ｻﾝﾄﾞｲｯﾁ工法	26,625m³	H6.10	継続使用	―	令和元年7月30日愛知県が指定した津波災害警戒区域における浸水深の想定はない。	
ごみ焼却施設	日間賀島ごみ焼却施設	南知多町	バッチ式焼却炉	5t/日	S63.2	H14.3	R10.6～R11.1解体予定	令和元年7月30日愛知県が指定した津波災害警戒区域における浸水深の想定はない。	他施設で処理のため、廃止済
ごみ焼却施設	篠島ごみ焼却施設	南知多町	バッチ式焼却炉	5t/日	H4.9	H14.3	R12.6～R13.1解体予定	令和元年7月30日愛知県が指定した津波災害警戒区域における浸水深の想定はない。	他施設で処理のため、廃止済

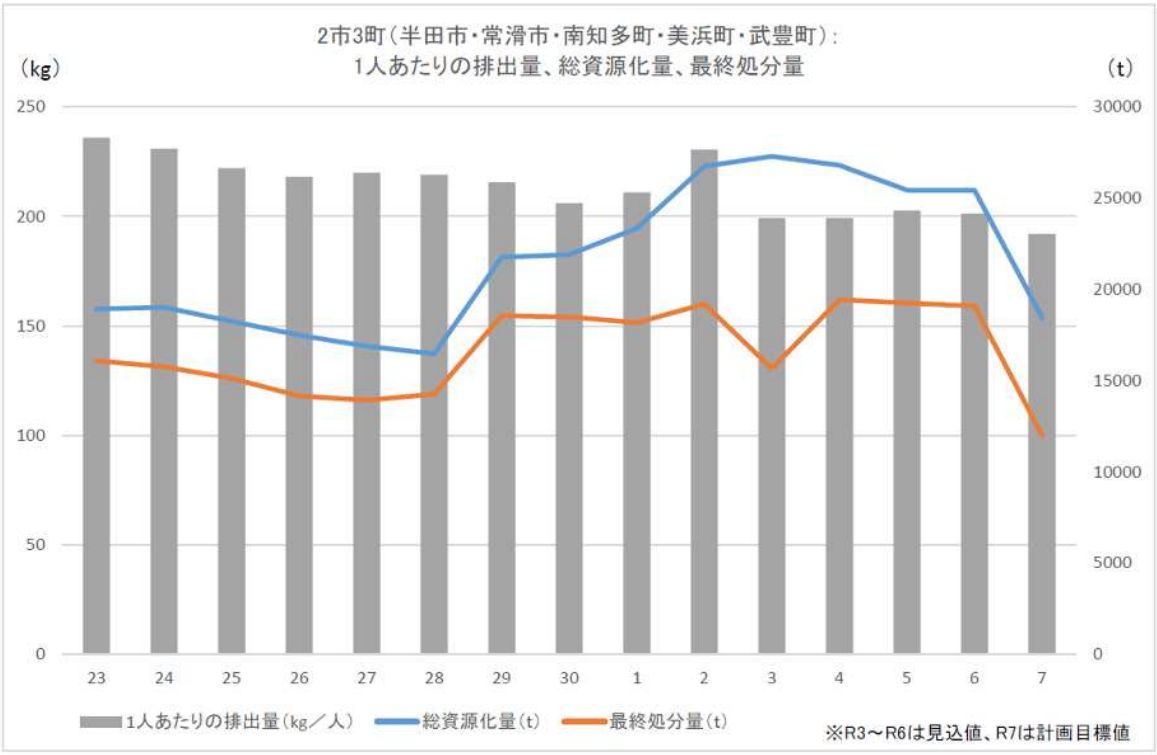
(2)更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ｴﾈﾙｷﾞｰ回収施設	知多南部広域環境センター	知多南部広域環境組合	ストーカ方式	283t/日	R4.4	集約のため	有(クリーンセンター常武)	R4.10～R6.1	最大浸水想定より高いレベル(4.8m)で工場棟1階床を設定している。周辺道路の浸水により施設への廃棄物が搬入できなくなった場合は災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	―	クリーンセンター常武解体事業と一体として知多南部広域環境センターを整備
不燃粗大ごみ処理施設	知多南部広域環境センター	知多南部広域環境組合	破砕選別	14t/5h	R4.4	集約のため	―			―	
サテライトセンター	未定	知多南部広域環境組合	保管	421㎡	R7.4	住民サービス維持のための受入中継施設	―		設置予定場所に国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定はなし。	―	知多南部クリーンセンター敷地内に整備
ストックヤード	未定	半田市	ストックヤード	2,200㎡	R12.4	資源物の再利用促進	有(半田市ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ)		国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定なし	未定	第四期地域計画で整備
最終処分場	―	半田市	準好気性サンドイッチ工法	106,000m³	R7.4	処分場確保のため	―		浸水0.5m～3mで、対策として汚水処理施設の電源機器類の嵩上げをしている。(汚水処理施設は現施設を併用予定)	―	
リサイクルセンター	未定	武豊町	不用品再生・展示・ストックヤード	2,572㎡	R8.4	資源物の再利用促進	―		国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定なし	未定	令和6年度～令和7年度の2ヵ年で整備実施
最終処分場	―	武豊町	山間埋立・サンドイッチ工法	82,580m³	R6.4	処分場確保のため	―		国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定なし	―	
ストックヤード	未定	知多南部衛生組合	ストックヤード	600㎡	R7.4	資源物の再利用促進	有(知多南部ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ)	R4.9～R6.3	設置予定場所に国土交通省ハザードマップにおける浸水深の想定はなし。	未定	
ストックヤード	未定	南知多町	ストックヤード	180㎡	R8.4	資源物の再利用促進	有(日間賀島ごみ焼却施設)	R10.6～R11.1	令和元年7月30日愛知県が指定した津波災害警戒区域における浸水深の想定はない。	未定	日間賀島ごみ焼却施設の跡地に整備 第四期地域計画で引き続き整備
ストックヤード	未定	南知多町	ストックヤード	180㎡	R9.4	資源物の再利用促進	有(篠島ごみ焼却施設)	R12.6～R13.1	令和元年7月30日愛知県が指定した津波災害警戒区域における浸水深の想定はない。	未定	篠島ごみ焼却施設の跡地に整備 第四期地域計画で引き続き整備

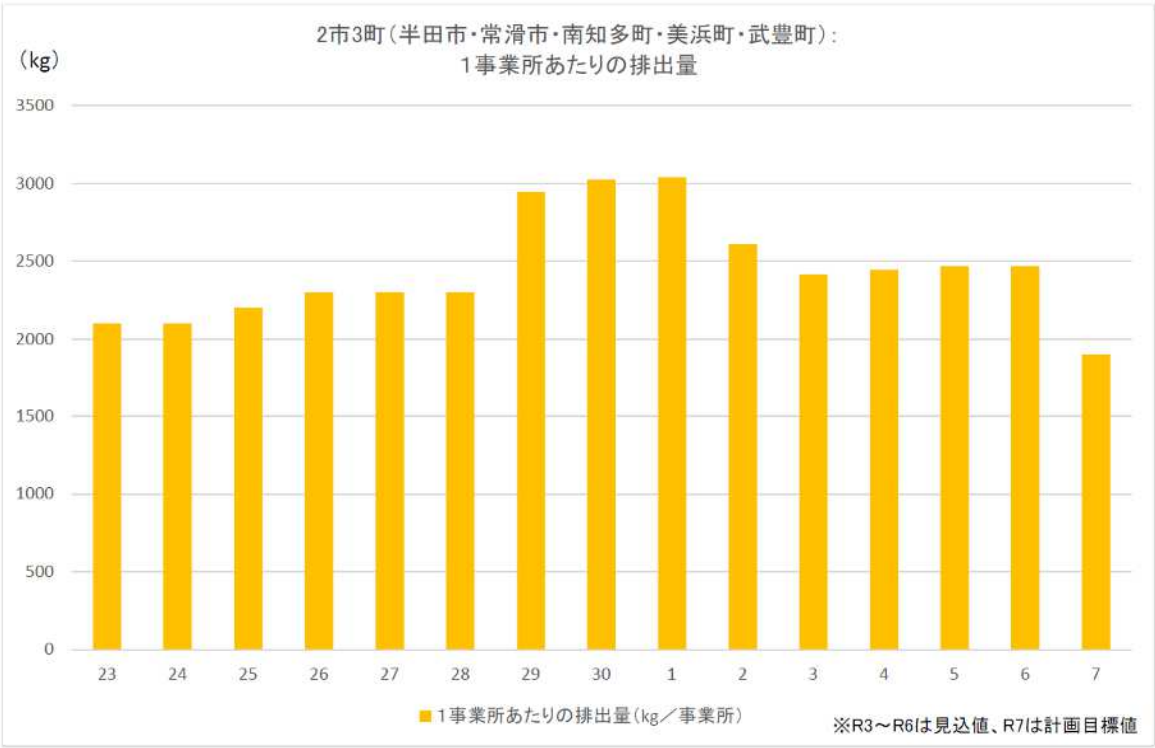
※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(別添５)

別添４指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

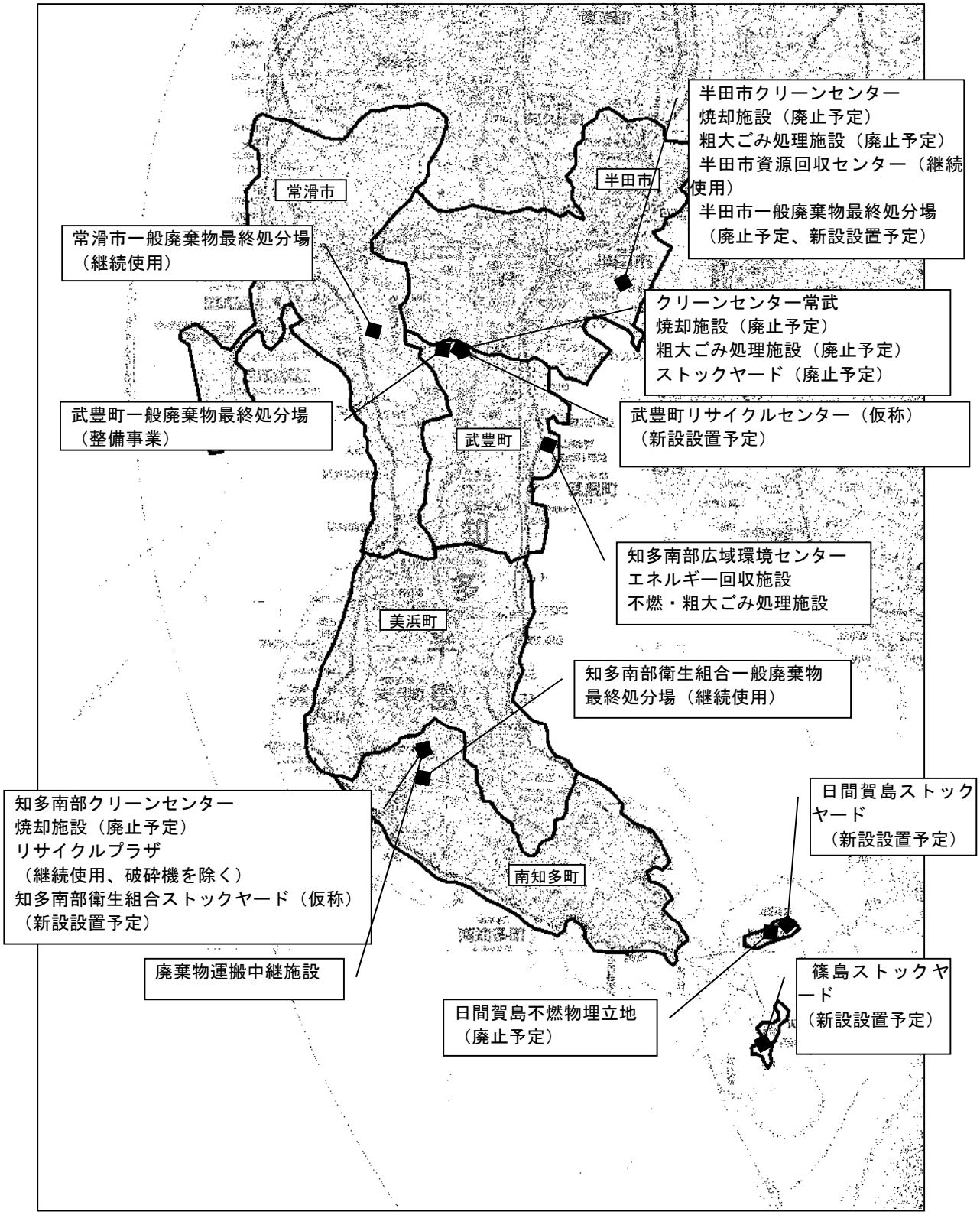





2市3町（半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町）：
事業所数、エネルギー回収量
（件）
（Mwh
12,500
12,000
11,500
11,000
10,500
10,000
9,500
45,000
40,000
35,000
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4 5 6 7
事業所数（件）
エネルギー回収量（年間の発電電力量Mwh）
※R3～R6は見込値、R7は計画目標値


2市3町（半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町）：
1事業所あたりの排出量
（kg）
3500
3000
2500
2000
1500
1000
500
0
23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4 5 6 7
1事業所あたりの排出量（kg／事業所）
※R3～R6は見込値、R7は計画目標値

別添５地域内の施設の現況と予定(位置図)



様 式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別 / 事業名称	事業番号 ※1	事業主体名称 ※2	規模	単位	事業期間 開始	事業期間 終了	総事業費（千円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	交付対象事業費（千円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
○マテリアルリサイクル整備等に関する事業							2,712,717	0	140,616	283,392	1,366,134	180,545	361,500	380,530	2,443,677	0	106,704	283,392	1,285,978	116,503	299,385	351,715	
リサイクルセンター整備事業							1,937,142	0	140,616	283,392	1,366,134	0	0	147,000	1,823,074	0	106,704	283,392	1,285,978	0	0	147,000	
知多南部広域環境センター整備事業（破砕・選別施設）	3	知多南部広域環境組合	14	t/5h	H30	R3	1,790,142		140,616	283,392	1,366,134				1,676,074		106,704	283,392	1,285,978				
武豊町リサイクルセンター（仮称）整備事業	4	武豊町	2,572	㎡	R6	R7	147,000							147,000	147,000							147,000	R6～R7に実施 214,200千円
ストックヤード整備事業							775,575	0	0	0	0	180,545	361,500	233,530	620,603	0	0	0	0	116,503	299,385	204,715	
半田市ストックヤード（仮称）整備事業	11	半田市	2,200	㎡			0								0								R10～R12に実施 1,229,686千円
知多南部衛生組合ストックヤード（仮称）整備事業	5	知多南部衛生組合	600	㎡	R4	R6	775,575					180,545	361,500	233,530	620,603					116,503	299,385	204,715	
日間賀島ストックヤード整備事業	6	南知多町	180	㎡			0								0								R10に実施 156,098千円
篠島ストックヤード整備事業	7	南知多町	180	㎡			0								0								R12に実施 183,557千円
○エネルギー回収等に関する事業							18,071,500	0	810,540	5,069,844	11,555,418	100,446	535,252	0	14,901,250	0	451,548	4,481,676	9,382,116	91,848	494,062	0	
知多南部広域環境センター整備事業（エネルギー回収施設）	1	知多南部広域環境組合	283	t/日	H30	R3	17,435,802		810,540	5,069,844	11,555,418				14,315,340		451,548	4,481,676	9,382,116				
クリーンセンター常武廃焼却施設の解体事業	2	常滑武豊衛生組合	150	t/日	R4	R5	635,698					100,446	535,252		585,910					91,848	494,062		
○廃棄物運搬中継に関する事業							123,471	0	0	0	0	0	0	123,471	121,111	0	0	0	0	0	0	121,111	
廃棄物運搬中継施設整備事業	10	知多南部広域環境組合	421	㎡	R6	R6	123,471							123,471	121,111							121,111	
○最終処分に関する事業							2,404,129	0	0	0	0	69,320	577,079	1,757,730	2,069,665	0	0	0	0	66,540	516,701	1,486,424	
半田市一般廃棄物最終処分場整備事業	8	半田市	96,800	m^3	R5	R6	2,268,829						511,099	1,757,730	1,949,705						463,281	1,486,424	
武豊町一般廃棄物最終処分場整備事業	9	武豊町	82,580	m^3	R4	R5	135,300					69,320	65,980		119,960					66,540	53,420		
○施設整備に関する計画支援事業							178,170	18,973	5,597	23,265	33,264	53,877	43,194	0	169,662	17,828	5,597	22,663	32,502	50,292	40,780	0	
知多南部広域環境センター整備事業に係わる環境影響評価調査	1，3	知多南部広域環境組合	－	－	H30	H30	7,452	7,452							6,307	6,307							
知多南部広域環境センター整備事業に係わる発注支援	1，3	知多南部広域環境組合	－	－	H30	H30	11,521	11,521							11,521	11,521							
廃棄物運搬中継施設整備事業に係わる設計業務	10	知多南部広域環境組合	－	－	R4	R5	10,296					2,816	7,480		10,296					2,816	7,480		
クリーンセンター常武廃焼却施設の解体事業に係わる設計業務	2	常滑武豊衛生組合	－	－	R3	R4	11,000				1,045	9,955			10,032				1,045	8,987			
武豊町リサイクルセンター（仮称）整備事業に係わる設計業務	4	武豊町	－	－	R5	R5	20,790						20,790		20,790						20,790		
半田市ストックヤード（仮称）整備事業に係わる設計業務	11	半田市	－	－			0								0								R9～R11に実施 29,002千円
知多南部衛生組合ストックヤード（仮称）整備事業に係わる実施設計等調査事業	5	知多南部衛生組合	－	－	R3	R5	17,410				4,994	1,969	10,447		17,410				4,994	1,969	10,447		
日間賀島ストックヤード整備事業に係わる環境調査・設計業務	6	南知多町	－	－	R5	R9	2,301						2,301		1,060						1,060		実施設計をR9実施 10,186千円
篠島ストックヤード整備事業に係わる環境調査・設計業務	7	南知多町	－	－	R5	R11	2,176						2,176		1,003						1,003		実施設計をR11実施 10,087千円
半田市一般廃棄物最終処分場整備事業に係わる施設設計業務・環境調査	8	半田市	－	－	R2	R4	66,417			12,045	15,235	39,137			62,436			11,443	14,473	36,520			
武豊町一般廃棄物最終処分場整備事業に係わる調査・設計等業務	9	武豊町	－	－	R1	R3	28,807		5,597	11,220	11,990				28,807		5,597	11,220	11,990				
合　　計							23,489,987	18,973	956,753	5,376,501	12,954,816	404,188	1,517,025	2,261,731	19,705,365	17,828	563,849	4,787,731	10,700,596	325,183	1,350,928	1,959,250	

※　消費税は、平成 30 年度に開始する事業は 8%、令和元年度以降に開始する事業は 10%として算出。

参考資料様式１

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名愛知県

(1)事業主体名	知多南部広域環境組合
(2)施設名称	知多南部広域環境センター不燃・粗大ごみ処理施設
(3)工期	平成30年度～令和3年度
(4)施設規模	処理能力14t/5h
(5)処理方式	破砕、選別
(6)地域計画内の役割	半田市、常滑市、南知多町、美浜町、 武豊町の広域ブロックのごみ処理
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有　　無

(11)総事業計画額	1,790,142千円 うち、交付対象事業費　1,676,074千円

※総事業計画額は消費税込み（8%）

参考資料様式１

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名愛知県

(1)事業主体名	半田市
(2)施設名称	半田市ストックヤード（仮称）
(3)工期	（全体：令和10年度～令和12年度）※１
(4)施設規模	2,200㎡
(5)処理方式	ストックヤード
(6)地域計画内の役割	資源回収の拠点施設
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有　　無

(8)ストック対象物	プラスチック容器包装、ペットボトル、 びん、缶、小型家電

(9)総事業計画額	0円（全体：1,229,686千円）※２ うち、交付対象事業費（全体：1,229,686千円）

※１本計画事業は第四期地域計画に係る事業である。

※２総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式１

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名愛知県

(1)事業主体名	武豊町
(2)施設名称	武豊町リサイクルセンター（仮称）
(3)工期	令和6年度（全体：令和6年度～令和7年度）※１
(4)施設規模	2,572㎡
(5)処理方式	不用品再生・展示・ストックヤード
(6)地域計画内の役割	再使用の促進のための保管・展示・補修施設・再資源化促進のための施設
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有　　無

(11)総事業計画額	147,000千円（全体：214,200千円）※２ うち、交付対象事業費　147,000千円（全体：214,200千円）

※１本計画事業は第四期地域計画に係る事業である。

※２総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式１

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名愛知県

(1)事業主体名	知多南部衛生組合
(2)施設名称	知多南部衛生組合ストックヤード（仮称）
(3)工期	令和4年度～令和6年度
(4)施設規模	600㎡（Ａ棟185㎡、Ｂ棟335㎡、Ｃ棟80㎡）
(5)処理方式	ストックヤード
(6)地域計画内の役割	資源物の保管による再資源化促進
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有　　無

(8)ストック対象物	Ａ棟：缶類､紙類･布類 Ｂ棟：草､剪定枝 Ｃ棟：びん類

(9)総事業計画額	775,575千円 うち、交付対象事業費　620,603千円

※総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式１

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名愛知県

(1)事業主体名	南知多町
(2)施設名称	日間賀島ストックヤード
(3)工期	（全体：令和10年度）※１
(4)施設規模	180㎡
(5)処理方式	ストックヤード
(6)地域計画内の役割	日間賀島における資源回収の拠点施設
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有　　無

(8)ストック対象物	ペットボトル、びん類、缶類、紙類、布類、 小型家電、不燃物（金属類等）、 プラスチック製容器包装

(9)総事業計画額	0千円（全体：156,098千円）※２ うち、交付対象事業費（全体：103,192千円）

※１本計画事業は第四期地域計画に係る事業である。

※２総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式１

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名愛知県

(1)事業主体名	南知多町
(2)施設名称	篠島ストックヤード
(3)工期	（全体：令和12年度）※１
(4)施設規模	180㎡
(5)処理方式	ストックヤード
(6)地域計画内の役割	篠島における資源回収の拠点施設
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有　　無

(8)ストック対象物	ペットボトル、びん類、缶類、紙類、布類、 小型家電、不燃物（金属類等）、 プラスチック製容器包装

(9)総事業計画額	0円（全体：183,557千円）※２ うち、交付対象事業費（全体：108,030千円）

※１本計画事業は第四期地域計画に係る事業である。

※２総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式２

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名愛知県

(1)事業主体名	知多南部広域環境組合
(2)施設名称	知多南部広域環境センターエネルギー回収施設
(3)工期	平成30年度～令和3年度
(4)施設規模	処理能力283ｔ/日(141.5t/日×2炉)
(5)形式及び処理方式	ストーカ方式
(6)余熱利用の計画	１．発電の有無　有(発電効率19%)　・　無 ２．熱回収の有無　有(熱回収率－%)　・　無
(7)地域計画内の役割	半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町の広域ブロックのごみ処理及び余熱の場内外利用（発電、武豊町屋内温水プール（仮称）等）
(8)廃焼却施設解体工事の有無	有　　無

(12)総事業計画額	施設整備事業費　17,435,802千円 うち、交付対象事業費　14,315,340千円 廃焼却施設解体事業費　635,698千円 うち、交付対象事業費　585,910千円

※総事業計画額（施設整備事業費）は消費税込み（8%）

※総事業計画額（廃焼却施設解体事業費）は消費税込み（10%）

※廃焼却施設はクリーンセンター常武とし、常滑武豊衛生組合が事業主体として実施

参考資料様式４

施設概要（廃棄物運搬中継施設系）

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	知多南部広域環境組合
(2) 施設名称	廃棄物運搬中継施設
(3) 工期	令和 6 年度
(4) 施設規模	421 ㎡
(5) 形式及び処理方式	保管
(6) 地域計画内の役割	可燃ごみ及び不燃ごみの貯留
(7) 広域化・集約化内容	知多南部地域ごみ処理広域化計画に基づきごみ処理施設を建設
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有　　無

(9) 総事業計画額	123,471 千円 うち、交付対象事業費　121,111 千円

※総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式５

施設概要（最終処分場系）

都道府県名愛知県

(1)事業主体名	半田市		
(2)施設名称	半田市一般廃棄物最終処分場		
(3)工期	令和5年度～令和6年度		
(4)処分場面積、容積	総面積 １期目　22,200 ㎡ ２期目　22,690 ㎡ 計　44,890 ㎡	埋立面積 13,830 ㎡	埋立容積 96,800m^3
(5)処分開始年度及び終了年度	埋立開始　令和7年度 埋立完了　令和21年度（15年間）		
(6)跡地利用計画	未定		
(7)地域計画内の役割	新たに最終処分場を整備し、焼却残渣等の適正処理を行う。		
(8)廃焼却施設解体工事の有無	有　　無		

(9)総事業計画額	2,268,829千円 うち、交付対象事業費　1,949,705千円

※総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式５

施設概要（最終処分場系）

都道府県名愛知県

(1)事業主体名	武豊町		
(2)施設名称	武豊町一般廃棄物最終処分場		
(3)工期	令和4年度～令和5年度		
(4)処分場面積、容積	総面積　12,647 ㎡	埋立面積　9,400 ㎡	埋立容積　82,580m^3
(5)処分開始年度 及び終了年度	埋立開始　昭和62年度 埋立完了　令和16年度終了予定		
(6)跡地利用計画	未定		
(7)地域計画内の役割	現有施設の堰堤を増強し埋立容積を約17,000㎥増加させ、焼却残渣等の適正処理を行う。		
(8)廃焼却施設解体工事の有無	有　　無		

(9)総事業計画額	135,300千円 うち、交付対象事業費　119,960千円

※総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	知多南部広域環境組合
(2) 事業目的	知多南部広域環境センター（エネルギー回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設）整備のため
(3) 事業名称	知多南部広域環境センター整備事業に係わる環境影響評価調査
(4) 事業期間	平成 30 年度
(5) 事業概要	愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価

(6) 総事業計画額	7,452 千円 うち、交付対象事業費　6,307 千円

※総事業計画額は消費税込み（8%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	知多南部広域環境組合
(2) 事業目的	知多南部広域環境センター（エネルギー回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設）整備のため
(3) 事業名称	知多南部広域環境センター整備事業に係わる発注支援
(4) 事業期間	平成 30 年度
(5) 事業概要	契約発注支援

(6) 総事業計画額	11,521 千円 うち、交付対象事業費　11,521 千円

※総事業計画額は消費税込み（8%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	知多南部広域環境組合
(2) 事業目的	廃棄物運搬中継施設整備のため
(3) 事業名称	廃棄物運搬中継施設整備に係る設計業務
(4) 事業期間	令和 4 年度～令和 5 年度
(5) 事業概要	基本設計　一式 実施設計　一式

(6) 総事業計画額	10,296 千円 うち、交付対象事業費　10,296 千円

※総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	常滑武豊衛生組合
(2) 事業目的	新焼却施設に係る廃焼却施設の解体事業の計画支援
(3) 事業名称	クリーンセンター常武廃焼却施設の解体事業に係わる設計業務
(4) 事業期間	令和 3 年度～令和 4 年度
(5) 事業概要	施設内汚染状況調査、解体設計・解体工事発注仕様書作成

(6) 総事業計画額	11,000 千円 うち、交付対象事業費　10,032 千円

※総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	武豊町
(2) 事業目的	リサイクルセンター整備のため
(3) 事業名称	武豊町リサイクルセンター（仮称）整備事業に係わる設計業務
(4) 事業期間	令和 5 年度
(5) 事業概要	基本設計　一式 実施設計　一式

(6) 総事業計画額	20,790 千円 うち、交付対象事業費　20,790 千円

※総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	半田市
(2) 事業目的	ストックヤード整備のため
(3) 事業名称	半田市ストックヤード（仮称）整備事業に係わる設計業務
(4) 事業期間	（全体：令和 9 年度～令和 11 年度）※１
(5) 事業概要	設計業務　一式

(6) 総事業計画額	0 円（全体：29,002 千円）※２ うち、交付対象事業費（全体：29,002 千円）

※１本計画事業は第四期地域計画に係る事業である。

※２総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	知多南部衛生組合
(2) 事業目的	ストックヤード整備のため
(3) 事業名称	知多南部衛生組合ストックヤード(仮称)整備事業に係わる実施設計等調査事業
(4) 事業期間	令和 3 年度～令和 5 年度
(5) 事業概要	地質調査・環境調査・解体工事発注仕様書作成、ストックヤード基本･実施設計等

(6) 総事業計画額	17,410 千円 うち、交付対象事業費　17,410 千円

※総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	南知多町
(2) 事業目的	日間賀島ストックヤード整備のため
(3) 事業名称	日間賀島ストックヤード整備事業に係わる 環境調査・設計業務
(4) 事業期間	令和 5 年度（全体：令和 5 年度・令和 9 年度）※１
(5) 事業概要	環境調査業務　一式 設計業務　一式

(6) 総事業計画額	2,301 千円（全体：12,487 千円）※２ うち、交付対象事業費　1,060 千円（全体：9,031 千円）

※１本事業計画は第四期地域計画に係る事業である。

※２総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	南知多町
(2) 事業目的	篠島ストックヤード整備のため
(3) 事業名称	篠島ストックヤード整備事業に係わる 環境調査・設計業務
(4) 事業期間	令和 5 年度（全体：令和 5 年度・令和 11 年度）※１
(5) 事業概要	環境調査業務　一式 設計業務　　一式

(6) 総事業計画額	2,176 千円（全体：12,263 千円）※２ うち、交付対象事業費　1,003 千円（全体 8,473 千円）

※１本事業計画は第四期地域計画に係る事業である。

※２総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

(1) 事業主体名	半田市
(2) 事業目的	一般廃棄物最終処分場整備のため
(3) 事業名称	半田市一般廃棄物最終処分場整備事業に係わる 施設設計業務・環境調査
(4) 事業期間	令和 2 年度～令和 4 年度
(5) 事業概要	施設計画・設計　一式 生活環境評価　一式 測量調査　一式 実施設計　一式

(6) 総事業計画額	66,417 千円 うち、交付対象事業費　62,436 千円

※総事業計画額は消費税込み（10%）

参考資料様式８

計画支援概要

都道府県名愛知県

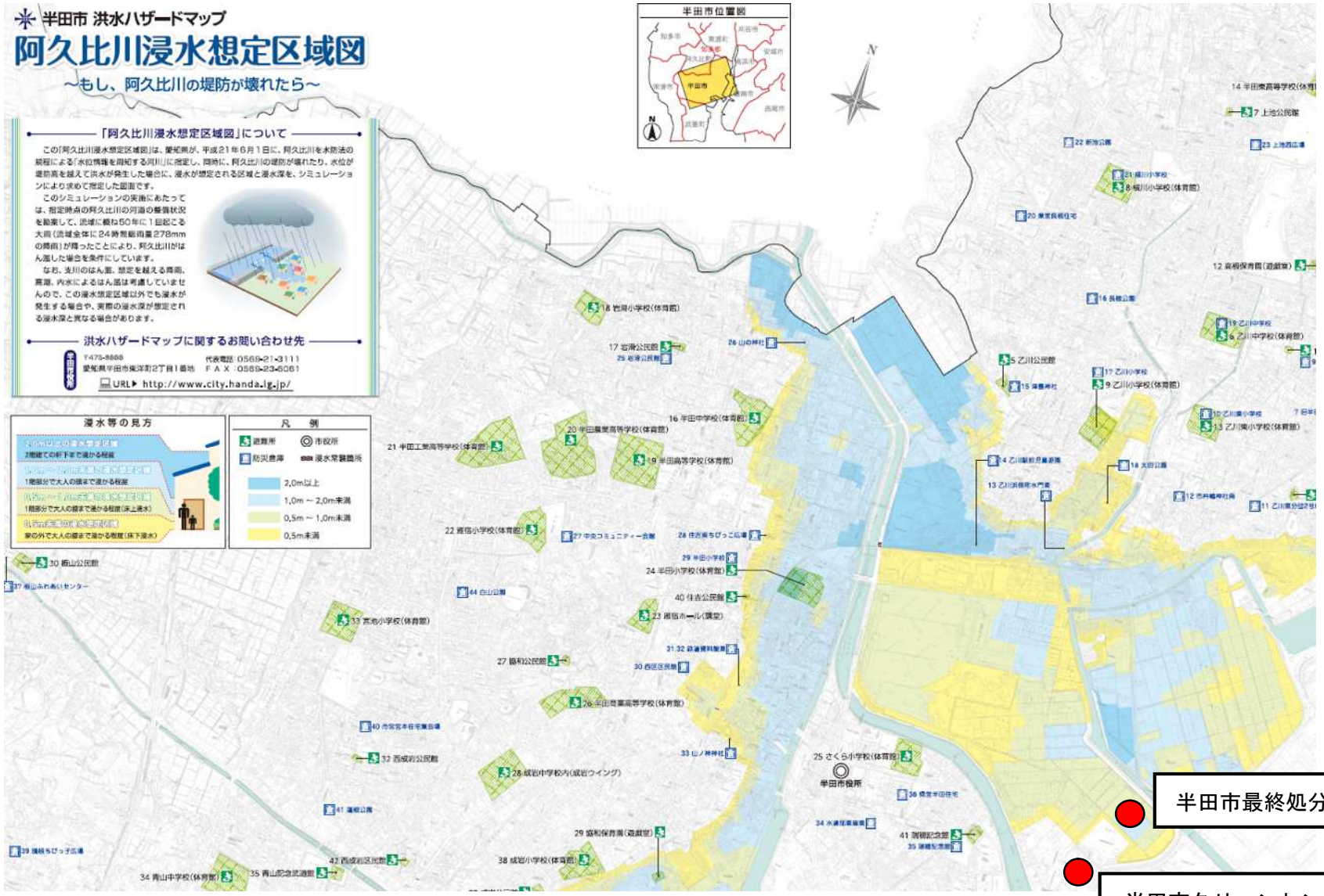
(1) 事業主体名	武豊町
(2) 事業目的	一般廃棄物最終処分の整備事業のため
(3) 事業名称	武豊町一般廃棄物最終処分場整備事業に係わる 調査・設計等業務
(4) 事業期間	令和元年度～令和 3 年度
(5) 事業概要	測量・計画策定　　一式 実施設計　　一式 生活環境影響調査　一式

(6) 総事業計画額	28,807 千円 うち、交付対象事業費　28,807 千円

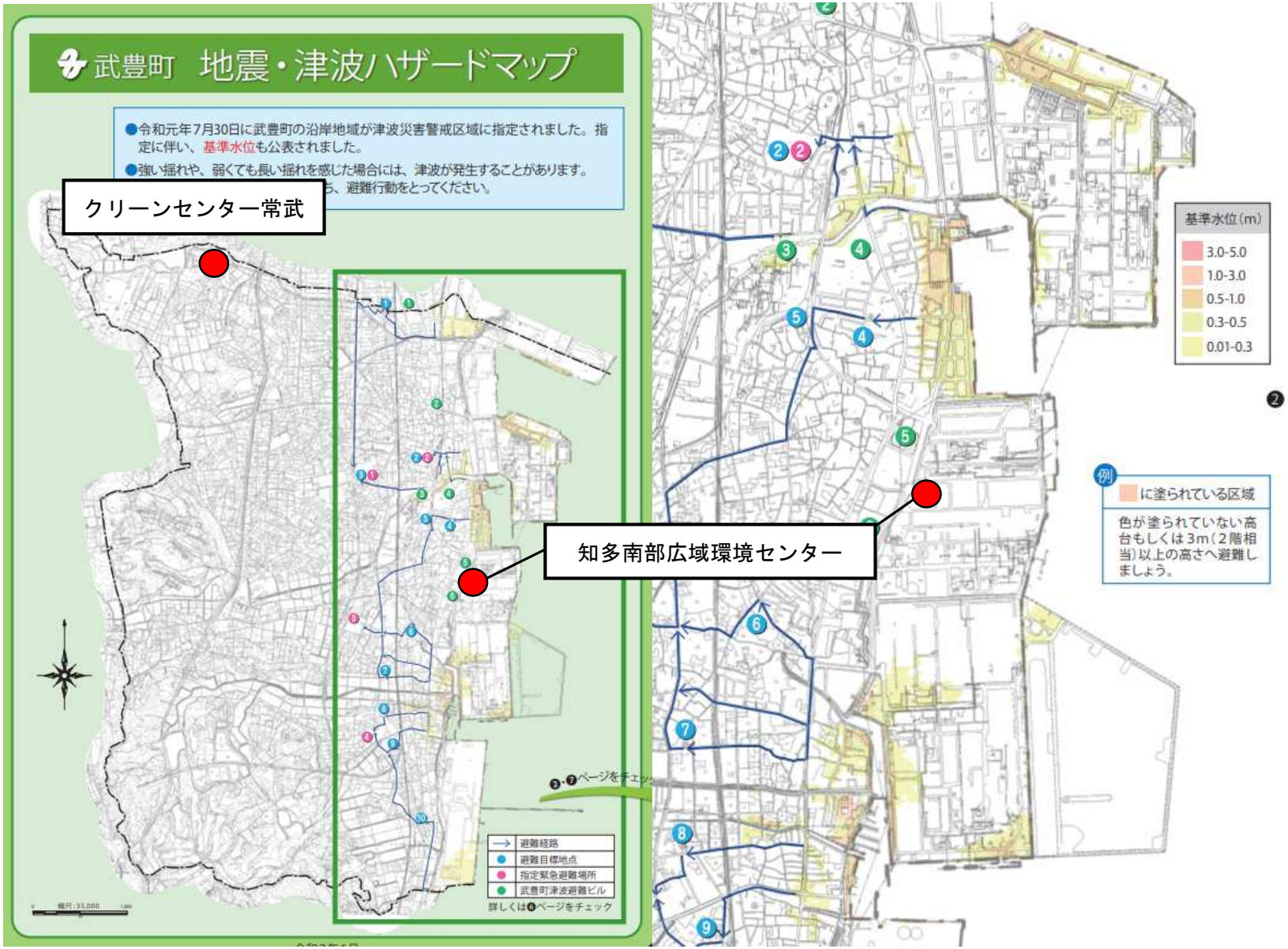
※総事業計画額は消費税込み（10%）

別添６　地域内の施設周辺のハザードマップ

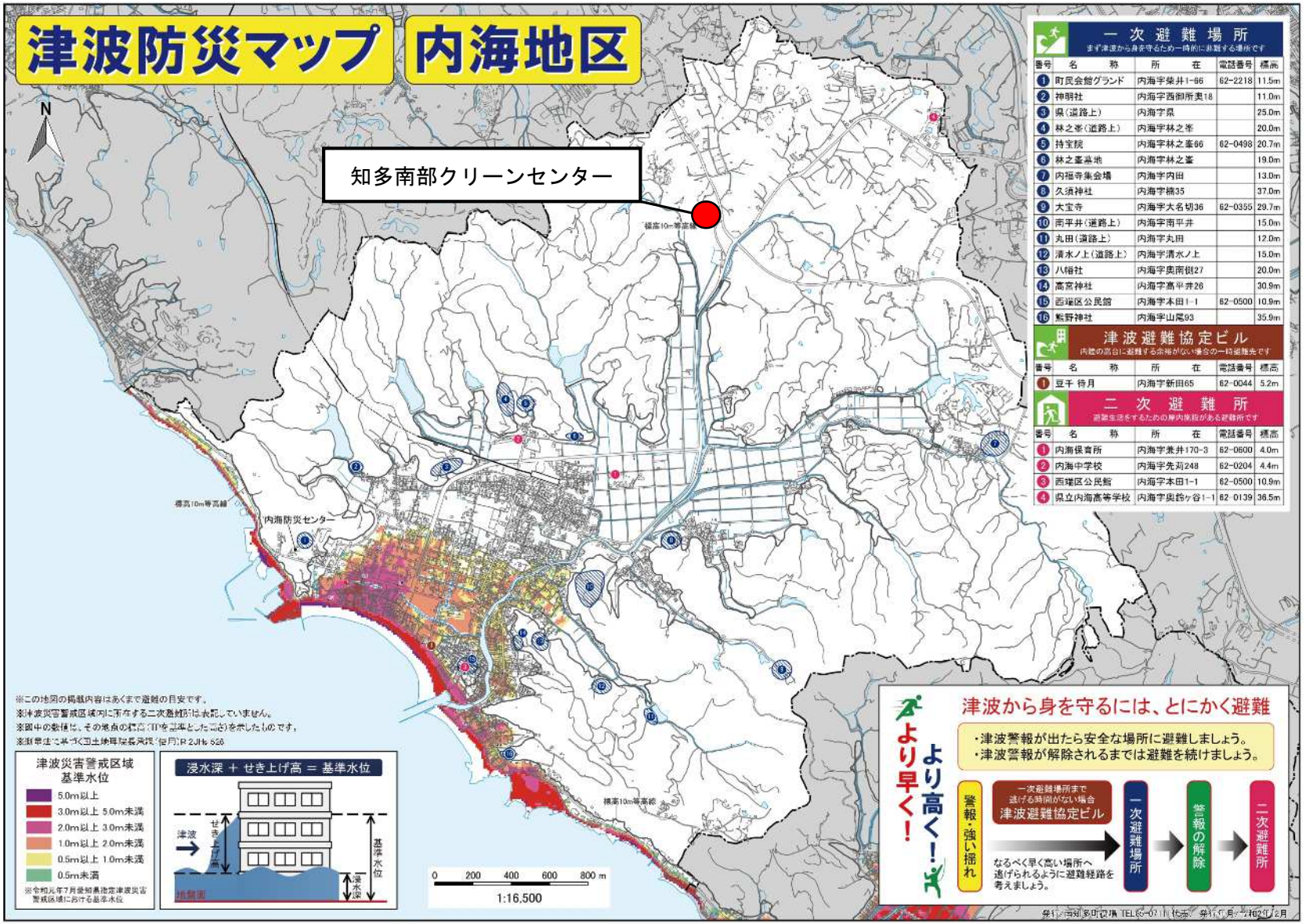
別添６－１半田市クリーンセンター周辺ハザードマップ（洪水）



別添６－２クリーンセンター常武、知多南部広域環境センター周辺ハザードマップ（津波）



別添６－３知多南部クリーンセンター周辺ハザードマップ（津波）



別添７　南知多町国土強靭化地域計画

（別表②）南知多町地域強靭化計画に位置付ける個別具体的施策の事業の詳細【令和５年度予算】
（「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」関係分）

国対策番号	対策名	対策内容	事業名・箇所・数量等	実施主体	担当局	担当課室
2	防災重点農業用ため池の防災・減災対策	近年増加している自然災害に備えた防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合工事を含む防災工事を推進する。	＜事業名＞ ・防災ダム事業 ＜事業箇所＞ ・内海地区（西池田池、下別所池、阿麻池） 実施予定年度 2021～2028 ・城洲池地区 実施予定年度 2022～2024 ・口池（下池）地区 実施予定年度 2023～2026	県	建設経済部	建設課
7	港湾・漁港施設の予防保全対策の推進	漁港施設の長寿命化対策を推進する。	＜事業名＞ 水産物供給基盤機能保全事業 ＜事業箇所＞ ・日間賀地区 ＜数量＞１か所	県	建設経済部	建設課
10	災害に強い市街地形成に関する対策	災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等を計画的に推進することで、市街地における災害による被害を軽減する。	＜事業名＞ ・空き家対策総合支援事業 ＜事業箇所＞ ・町全域	町	総務部	成長戦略室
73	浄化槽に関する対策	災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備の対策を実施することで、国土強靭化及び災害対応力の強化を図る。	＜事業名＞ 循環型社会形成推進交付金事業 ＜事業箇所＞ ・町内全域（日間賀島全域及び篠島の一部を除く） ＜数量＞ ・50基（事業費の一部を補助）	町	厚生部	環境課
76	一般廃棄物処理施設に関する対策	循環型社会形成地域計画に基づき、廃棄物の３Rを広域的かつ総合的に推進するため、旧焼却施設を撤去し、新たに施設（ストックヤード）を整備する。	＜事業名＞ 循環型社会形成推進交付金事業 ＜事業箇所＞ ・日間賀島地区、篠島地区 ＜数量＞2か所	町	厚生部	環境課
76	一般廃棄物処理施設に関する対策	循環型社会形成地域計画に基づき、廃棄物の３Rを広域的かつ総合的に推進するため、旧焼却施設を撤去し、新たに施設（廃棄物の中継施設）を整備する。	＜事業名＞ 循環型社会形成推進交付金事業 ＜事業箇所＞ ・内海地区 ＜数量＞１か所	解体：知多南部衛生組合 整備：知多南部広域環境組合		業務課